

令和3年版

# 環境白書



福岡県





### **表紙の説明**

県内には6か所の保健福祉環境事務所があり、地域の環境保全に取り組むため、市町村や住民などと一緒に地域環境協議会を組織しています（200ページ参照）。

写真は、令和3年6月に南筑後保健福祉環境事務所が地域環境協議会の事業として小学生を対象にみやま市で実施した「水辺教室」の様子です。

# 環境白書の刊行に当たって

本県では、「県民の皆さまが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる県」を目指してさまざまな施策を展開しており、「環境と調和し、快適に暮らせること」はこの取り組みの大きな柱の一つです。

環境行政におきましては、SDGsの考え方を取り入れた第四次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）に基づき、各分野での取り組みを進めているところです。

また、地球温暖化対策は、ますます重要性を増しています。

本県においても、地球温暖化が原因の一つと思われる大雨による災害が5年連続で発生しています。こうした豪雨災害のほかにも、熱中症の増加、農作物の品質低下など、さまざまな分野で影響をもたらしており、私たちにとって身近な問題です。



さらに、令和2年からは新型コロナウイルス感染症のために、私たちの日常生活は大きな転換を余儀なくされています。新型コロナウイルス感染症は、人と動物の共通感染症の一つです。この人獣共通感染症は人類による直接的な環境破壊だけでなく、地球温暖化も要因の一つとされており、生態系の崩壊が進むことで人と野生生物の接触機会が増加し、新たな人獣共通感染症が発生する恐れもあります。

そのため、人と動物の健康、そして環境の健全性是一个のものであると考える「ワンヘルス」の観点からも地球温暖化対策や生態系の維持は重要な課題です。

本県では令和4年度からの環境行政の基本的な施策の大綱として新たな福岡県環境総合基本計画（第五次福岡県環境総合基本計画）を策定することとしています。新たな基本計画においては、環境と経済が好循環する社会を本県の将来像に掲げてグリーン社会の実現を推し進めるものとし、先述の地球温暖化のほかにもプラスチックごみや食品ロス、生物多様性の保全などの課題に対応する具体的な施策の方向を示すこととしています。

基本計画に示す施策の推進に当たっては、環境問題にとどまらず、経済・社会の課題解決にもつながることを目指し、福岡県にもっと「笑顔」が増えるよう、しっかり取り組んでまいります。

次世代に豊かな自然や美しいまち、限りある資源を引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。そのためには、私たち一人ひとりが環境に関する認識を深め、自らの行動を環境に配慮したものに変えていくことが大切です。

この環境白書を、多くの皆さまに活用していただくことで、環境問題に対する認識が深まり、地域の魅力向上につながる環境保全活動の輪がさらに広がっていくことを期待しています。

令和3年12月

福岡県知事 服部 誠太郎

## 第1部 総説

第1章 福岡県のすがた	1
第2章 福岡県の環境の現状と取組のあらまし	2
第3章 県内の主な取組	13
第1節 SDGs(持続可能な開発目標)	13
第2節 福岡県の取組	14
1 エコファミリー応援事業(家庭における省エネ・省資源の取組促進)	14
2 福岡県気候変動適応センターの取組	15
3 食品ロス削減推進事業	16
4 プラスチック資源循環促進事業	17
5 リサイクル総合研究事業化センターの最新の取組	18
6 海岸漂着物対策	19
7 ICTを活用した監視指導の強化	20
8 指定希少野生動植物種の指定	21
9 ワンヘルスの推進	22
10 石綿飛散防止を強化するためVR講習会を開始しました	23
11 アジア諸地域との環境協力の推進	24
12 エネルギーの地産地消の推進	25
13 FCモビリティ普及と水素ステーション整備の一体的な推進	26
14 風力発電の普及に向けた取組	27
15 苅田港におけるカーボンニュートラルポート(CNP)の検討	28
16 県立青少年教育施設に関する取組	29
第3節 市町村の取組	28
1 北九州市	30
2 福岡市	31
3 久留米市	32
4 大牟田市	33
5 田川市	33
6 古賀市	34
7 水巻町	35
8 田川地区	35
第4章 その他	36
第1節 環境に係る県民・事業者への支援制度	36
第2節 環境教育に関する人材派遣制度	40
第3節 年間を通じて募集している県民参加型事業	42
第4節 各種施策に係る照会先一覧	44

## 第2部 環境の現況と対策

第1章 福岡県環境総合ビジョンの概要	46
1 位置付けと役割	46
2 将来像と施策体系	46
3 推進体制・進行管理	48
第2章 脱炭素社会の推進	52
第1節 地球温暖化問題の現状	53
1 地球温暖化問題の概要	53
2 国際的な枠組みの下での日本の取組	54

3 日本の温室効果ガスの排出状況	55
第2節 総合的な地球温暖化対策の推進	56
1 福岡県地球温暖化対策実行計画の策定	56
2 福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況	57
第3節 温室効果ガスの排出削減に関する対策(緩和策)	58
1 家庭における取組	58
2 事業所における取組	59
3 農林水産業における取組	60
4 運輸における取組	61
5 公共施設における取組	62
6 脱炭素型の都市・地域づくりの推進	63
7 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進	64
8 再生可能エネルギー等の導入促進	64
第4節 温室効果ガスの吸収源に関する対策(緩和策)	68
1 森林の適正管理	68
2 まちの緑の創造	68
3 二酸化炭素固定化のための県産材の長期的利用	68
4 農地土壌炭素吸収源対策	69
第5節 気候変動の影響への対応(適応策)	71
1 気候変動適応センターの運営	71
2 農林水産業に関する対策	71
3 水資源に関する対策	71
4 自然生態系に関する対策	72
5 自然災害に関する対策	72
6 健康に関する対策	72
第3章 循環型社会の推進	74
第1節 資源の利用の状況	75
1 資源の利用の状況	75
2 福岡県廃棄物処理計画の推進	77
3 全国における一般廃棄物の排出の状況	77
4 福岡県における一般廃棄物の排出と処理の状況	77
5 市町村における一般廃棄物の排出の状況	79
6 全国における産業廃棄物の排出の状況	79
7 福岡県における産業廃棄物の排出と処理の状況	80
第2節 資源消費抑制、資源循環利用の推進	82
1 持続可能な消費と生産を考えた取組	82
2 各種リサイクル法に基づく取組	87
3 資源循環型まちづくりの推進	92
4 バイオマスの活用	92
第3節 資源循環利用に関する産業の育成	96
1 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	96
2 レアメタルリサイクル推進事業	97
3 太陽光発電パネルリサイクル推進事業	98
4 紙おむつリサイクル推進事業	99
5 エコタウン事業	100
第4節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	101
1 一般廃棄物に関する法律等の整備	101
2 一般廃棄物の適正処理の推進	101
3 産業廃棄物の適正処理の確保	102
4 災害廃棄物の適正処理	107
5 一般廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策	107

<b>第4章 自然共生社会の推進</b> .....	108
<b>第1節 自然環境の現況</b> .....	109
1 地形 .....	109
2 気候 .....	109
3 植生 .....	109
4 動物 .....	109
<b>第2節 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画</b> .....	111
<b>第3節 生物多様性の保全と自然再生の推進</b> .....	112
1 重要地域の保全 .....	112
2 野生生物の適切な保護と管理 .....	118
3 地球温暖化対策との連携 .....	123
4 生物多様性に配慮した公共工事の推進 .....	124
<b>第4節 生物多様性の持続可能な利用</b> .....	127
1 生物多様性に配慮した農林水産業の推進 .....	127
2 里地里山里海の適切な利用と管理 .....	129
<b>第5章 健康で快適に暮らせる生活環境の形成</b> .....	131
<b>第1節 健康で快適に暮らせる生活環境の確保のための総合的な対策</b> .....	132
1 公害対策 .....	132
2 都市計画 .....	134
<b>第2節 大気環境の保全</b> .....	136
1 大気汚染の現況 .....	136
2 大気汚染防止対策 .....	143
<b>第3節 水環境の保全</b> .....	149
1 水環境の現況 .....	150
2 水質監視体制 .....	155
3 環境基準類型指定 .....	155
4 閉鎖性水域に係る水質保全対策 .....	156
5 発生源対策 .....	156
6 地下水保全対策 .....	158
7 汚水処理構想 .....	158
8 水辺環境保全活動の促進 .....	163
<b>第4節 土壌環境の保全</b> .....	164
1 市街地等土壌汚染の現状と対策 .....	164
2 農用地土壌汚染の現状と対策 .....	165
<b>第5節 化学物質等による環境・健康影響対策</b> .....	166
1 化学物質による新たな環境問題 .....	166
2 P R T R 制度 .....	166
3 ダイオキシン類の現況と対策 .....	168
4 農薬流通の動向と安全対策 .....	171
<b>第6節 その他の生活環境の保全</b> .....	173
1 騒音・振動 .....	173
2 悪臭 .....	177
3 地盤沈下 .....	178
4 環境放射線等のモニタリング .....	179
5 花粉症対策 .....	179
6 学校に及ぼす公害の状況と対策 .....	180
7 畜産経営環境保全の現状と対策 .....	180
<b>第6章 国際環境協力の推進</b> .....	182
<b>第1節 環境技術・ノウハウを活用した国際環境協力の推進</b> .....	183
1 アジア諸地域との環境協力 .....	183
<b>第2節 民間国際環境協力の促進</b> .....	186
1 福岡県環境関連技術ガイドブックの	

リニューアル .....	186
2 グリーンアジア国際戦略総合特区 .....	186
3 環境関連産業の海外展開 [福岡アジアビジネスセンター (福岡ABC)] について .....	187
4 国連ハビタット福岡本部運営支援事業 .....	187

## 第7章 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進 .....

<b>第1節 経済・社会のグリーン化の推進</b> .....	190
1 環境配慮型ビジネススタイルの普及 .....	190
2 環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積 .....	191
3 環境に配慮した農林水産業の振興 .....	193
4 税制のグリーン化 .....	194
<b>第2節 グリーンイノベーションの推進</b> .....	195
1 県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進 .....	195
2 事業者における技術開発の支援 .....	198

## 第8章 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり .....

<b>第1節 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進</b> .....	200
1 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援 .....	200
2 各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築 .....	200
3 環境に関する観光ブランドの推進 .....	201
<b>第2節 環境を考へて行動する人づくりの推進</b> .....	202
1 「持続可能な開発のための教育 (ESD)」の推進 .....	202
2 人づくりを支える拠点・場の整備 .....	203

## 第3部 資料

1 環境関連法律・条例一覧 .....	205
2 環境行政の推進体制 .....	209
3 環境部門関係予算 .....	219
4 環境関連各種計画概要 .....	220
5 環境関連福岡県知事表彰一覧 .....	222
6 県の環境関連施設 .....	222
7 大気関係資料 .....	224
8 水質関係資料 .....	227
9 土壌関係資料 .....	250
10 一般廃棄物関係資料 .....	252
11 騒音・振動関係資料 .....	257
12 ダイオキシン類関係資料 .....	261
13 市町村の環境行政 .....	262
<b>索引</b> .....	269

### 《用語の解説について》

本文中、※印のある用語については、当該ページ下欄で解説しています。

### 《根拠法令について》

各項目の下部に [ ] 書きで当該施策の根拠となる法令(略称)を記載しています。



# 第1部

## 総説



# 第1章 福岡県のすがた

## 1 地勢・気候

本県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、西南部には有明海が広がっています。三郡山地、脊振山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。県土面積は約 4,990km<sup>2</sup> で、全国の総面積の 1.3% を占めています。森林面積は約 2,219km<sup>2</sup> で、人工林の割合が高い（約 7 割）のが特徴です。森林以外にも平尾台に広がるネザサ・ススキ草原などの貴重な半自然的植生があります。

英彦山地など山地の自然林や、有明海、豊前海、博多湾の干潟等では、哺乳類、鳥類、昆虫類、甲殻類など多くの動物にとって重要な生息地となっています。また、九州の最北部に位置し、大陸にも近いという地理的条件から、渡り鳥の中継地としても重要な役割を果たしています。

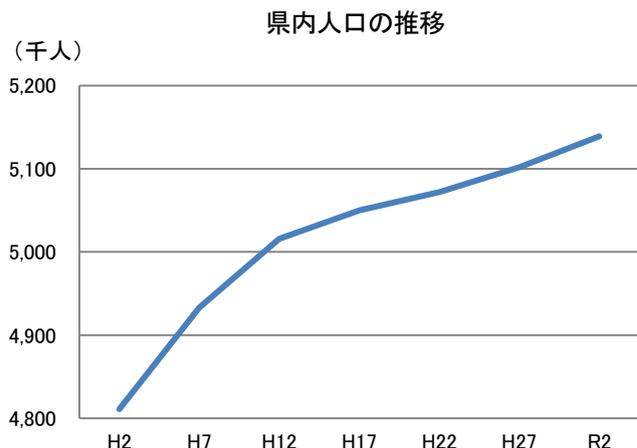
本県の気候について、玄海灘に面する福岡地方及び響灘に面する北九州地方においては日本海型気候区、筑豊地域と筑後地域は内陸型気候区の特徴が見られます。降水量は平均で年間 1,700 mm程度で、年間降水量の約 45%が6月から8月に集中しています。

## 2 社会・人口・経済

本県には、北九州市・福岡市の両政令市を含め 29 市、29 町、2 村があります（令和 3（2021）年 11 月 1 日現在）。これらの 60 市町村は、地理的、歴史的、経済的、社会的特性などから、大きく、北九州、福岡、筑後及び筑豊の 4 地域に分けられます。

5 年ごとに行われる国勢調査の結果によると、本県の総人口は増加傾向にあり、令和 2（2020）年の本県の総人口は 514 万人で、全国の総人口（1 億 2,623 万人）の約 4.1% を占め、全国 47 都道府県中第 9 位となっています。平成 27（2015）～令和 2（2020）年の人口増加率は 0.7% で全国 47 都道府県中第 7 位となっています。

30（2018）年度の県内総生産は、名目 19 兆 8,080 億円（全国比約 3.6%、全国順位 8 番目）でした。また、県内総生産（名目）を各産業別に見ると、第 1 次産業は 1,598 億円（総生産の 0.8%）、第 2 次産業は 4 兆 513 億円（同 20.5%）、第 3 次産業は 15 兆 4,591 億円（同 78.0%）と、第 3 次産業の割合が最も高くなっています。



資料：総務省統計局「国勢調査報告」、  
令和 2 年は総務省統計局「令和 2 年国勢調査」

## 第2章 福岡県の環境の現状と取組のあらまし

私たち人類はその誕生以来、この地球上で環境がもたらす豊かな恵みを享受してきました。これらの地球の恵みは、未来の世代から借りている大切なものです。しかしながら、現在の私たちの世代がこれらの恵みを消費し尽くすのではないかという危機に直面しています。

特に近年では、先進国を中心とした、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした産業構造や生活様式が、温室効果ガスや汚染物質の大量排出、天然資源の大量消費、自然環境の破壊など、地球環境に多大な負荷を与えています。私たちの世代がこれまでのような社会経済活動を続ければ、将来の世代は豊かな地球の恵みを享受できなくなるでしょう。

私たちは、地球の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐため、地球環境への負荷を減らし、社会経済活動が持続可能となるような社会を構築していかなければなりません。本県は、県環境総合基本計画に基づく各種施策を通じ、“持続可能な”福岡県を目指しています。



### 1 脱炭素\*社会の推進

地球温暖化は、気温や海水温の上昇、異常気象、生態系などの自然環境に変動をもたらし、その変動は、社会や経済にも大きな影響を及ぼします。特に近年、国内外で深刻な気象災害が多発しており、地球温暖化の進展によって、今後このような災害リスクが更に高まると予測されています。

このような状況に対処するため、温室効果ガスの削減はもとより、すでに現れている現象や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めることが必要です。

本県では、平成18(2006)年3月に策定した「福岡県地球温暖化対策推進計画」に基づき、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した啓発活動、中小企業における省エネルギー対策の支援、再生可能エネルギーの普及促進、森林の適正管理などに取り組んできました。

一方、27(2015)年末に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、平均気温上昇を産業革命以前に比べ2°C未満に抑えるとともに、1.5°C以下に抑える努力をすることを世界共通の長期目標とした「パリ協定」が採択されるなど、地球温暖化対策は新たな局面を迎えています。

こうした背景を踏まえ、本県における地球温暖化対策を更に推進し、県民、事業者、行政の各主体が積極的に取組を行うための指針となる「福岡県地球温暖化対策実行計画」を29(2017)年3月に策定しました。

この計画では、令和12(2030)年度における本県の温室効果ガス排出量を26%削減(25(2013)年度比)する目標を設定するとともに、県民や事業者など各主体に期待される取組や削減目標を提示しています。また、目標達成に向けた温室効果ガスの排出削減と吸収源対策に加え、気候変

\*現行の第四次福岡県環境総合基本計画(H30.3策定)においては「低炭素社会の推進」としているが、令和4年3月予定の第五次環境総合基本計画の策定に先立ち、今後の取組の方向性に沿った表現に改めたもの。

動による被害を防止・軽減するための適応策を取りまとめています。

30（2018）年度の本県の温室効果ガス排出量は5,309万トンでした。福岡県地球温暖化対策実行計画の基準年である25（2013）年度比では17.3%減少、前年度比では8.0%の減少となっています。また、元（2019）年8月には、県保健環境研究所内に「福岡県気候変動適応センター」を設置し、本県を取り巻く気候変動影響及びその適応策について、情報の収集・分析・発信を進めています。

その後、我が国では、2（2020）年10月に「2050年温室効果ガス排出ゼロ」を宣言し、3（2021）年4月の気候変動サミットで「日本の2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。

「福岡県地球温暖化対策実行計画」は、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしているため、国内外の動向、本県の温室効果ガス排出量の将来予測やエネルギー需給の見通しを踏まえ、4（2022）年3月までに改定することを予定しています。

今後も、県民、事業者、市町村等と連携・協力し、施策を総合的に推進していくこととしています。

### 福岡県の温室効果ガス総排出量

（単位：万t-CO<sub>2</sub>）

温室効果ガス排出区分	基準年度 (2013年度) 排出量	前年度 (2017年度) 排出量	現況（2018年度）			削減目標 (2030年度)
			排出量	前年度比	基準年度比	
合計	6,422	5,768	5,309	▲8.0	▲17.3	▲26.0%
二酸化炭素	6,210	5,512	5,046	▲8.4	▲18.7	—
エネルギー転換部門（発電所等）	66	56	45	▲19.2	▲31.9	
家庭部門	817	616	436	▲29.2	▲46.6	
業務部門 （商業・サービス・事業所等）	861	639	472	▲26.1	▲45.2	
産業部門（工場等）	2,606	2,433	2,292	▲5.8	▲12.1	
運輸部門（自動車・船舶等）	1,103	1,040	1,030	▲0.9	▲6.6	
工業プロセス部門（セメント製造等）	686	656	646	▲1.6	▲5.9	
廃棄物部門（一廃・産廃）	71	73	126	73.2	77.3	
メタン	41	36	35	▲2.1	▲13.1	—
一酸化二窒素	49	45	45	▲0.3	▲8.5	—
代替フロン等4ガス （HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub> ）	123	175	183	4.2	48.9	—

#### ○現在取り組んでいる主な施策

- ・福岡県地球温暖化防止活動推進センターや福岡県地球温暖化防止活動推進員による地域における省エネルギー・省資源の普及啓発
- ・エコファミリー及びエコ事業所における省エネルギー・省資源の取組の促進

- ・福岡県気候変動適応センターにおける気候変動影響及び適応情報の収集・分析・発信
  - ・都市づくり、交通、建築物、住宅等における省エネルギー化
  - ・再生可能エネルギーの普及促進
- (詳細は第2部第2章(52頁～)参照)

## 2 循環型社会の推進

高度経済成長を支えた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちに大きな豊かさや便利さを与えると同時に、地球上の有限な資源を大量に消費し、天然資源を巡る争い、廃棄物の不適正処理や環境汚染など、社会経済活動の持続的な発展を阻害する事態をもたらしました。これらの流れに歯止めをかけるには、資源大量消費型の社会構造から、資源循環利用を基調とした社会システムへと転換を図ることが必要です。

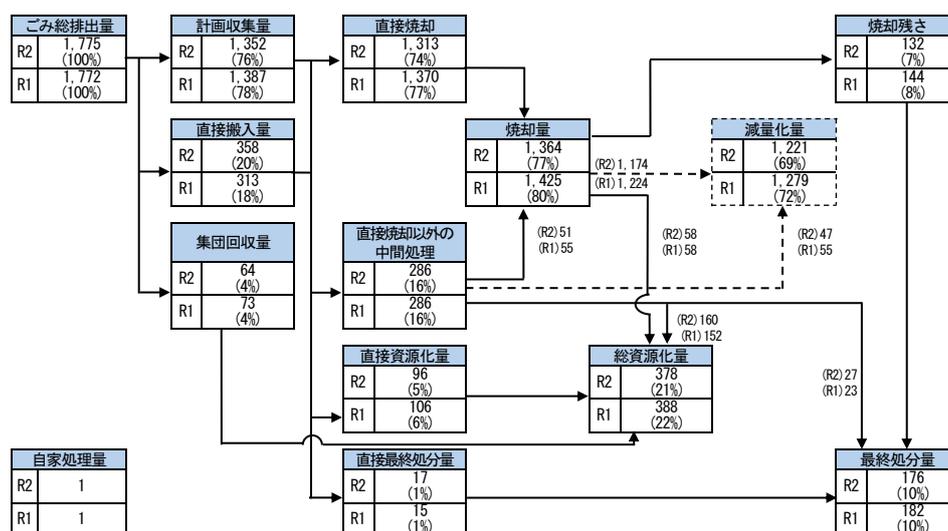
本県では、この循環型社会を構築するため、廃棄物処理計画を策定して3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の推進や、廃棄物処理の適正化に取り組んでいます。

具体的には、各種リサイクル法に基づく市町村や事業者への情報提供、福岡県リサイクル製品及び福岡県産リサイクル製品の認定制度の運用等によるリサイクル製品の利用促進、福岡県リサイクル総合研究事業化センターによる廃棄物のリサイクル技術や効率的な回収システムの構築にかかる研究開発等に取り組んでいます。

さらに、企業や大学と連携し、使用済小型家電や使用済蛍光灯からのレアメタルのリサイクルや使用済紙おむつの建築資材の原料等へのリサイクルなど新たなリサイクル技術・システムの開発に取り組み、事業化までを見据えた支援を行っています。

令和2年度 一般廃棄物（ごみ）の処理・処分状況

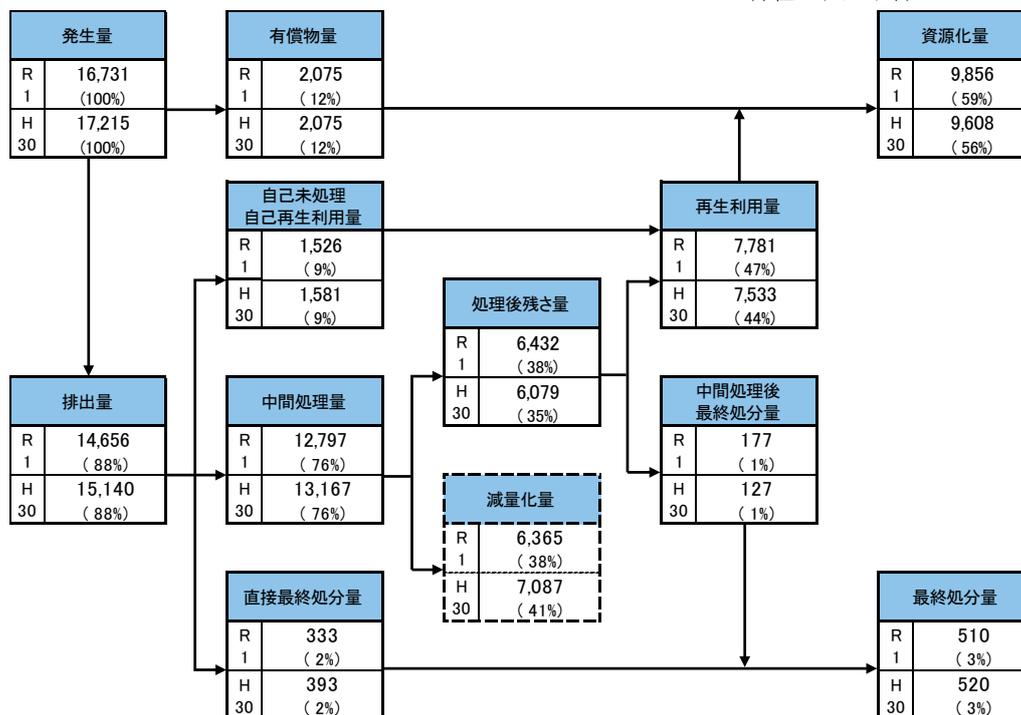
(単位：千トン/年)



※令和元年度については、民間事業者から市町村を経由せずに資源化されたごみの量（ごみ総排出量に含まれていない）を直接資源化量に算入している市町村があるため、総資源化量、減量化量及び最終処分量の合計とごみ総排出量が一致していない。  
 ※図中の数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。

### 令和元年度 産業廃棄物の処理・処分状況

(単位：千トン/年)



※図中の数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。

令和2(2020)年度(速報値)の県内の一般廃棄物(ごみ)の総排出量は177万5千トンであり、元(2019)年度からほぼ横ばいとなっています。元(2019)年度の県内の産業廃棄物の排出量は1,465万6千トン、発生量は1,673万1千トンであり、資源化・減量化量は1,622万1千トンです。

また、製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスの削減に向けて、各主体の取組を促す県民運動も実施しています。

一般廃棄物の適正処理推進のため、各市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、計画に従って処理を行っています。本県では、市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう適宜立入検査を行うほか、施設の維持管理に関する定期的な報告により実態把握を行い、必要に応じて改善指導を行っています。また、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理について、平成29(2017)年2月に県内廃棄物関係事業者団体と協定を締結するとともに、同年11月には九州・山口各県との間で相互支援協定を締結し、広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築しました。さらに、市町村職員等関係者に対する研修等により実践的な対応能力の向上を図っているところです。産業廃棄物については、事業者処理責任の原則を踏まえ、排出事業者等への講習会や立入検査等を行っています。

また、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査の実施、赤外線カメラ搭載ドローンやウェアラブルカメラの活用、平日夜間及び休日の監視パトロール、県警察の協力によるヘリコプターを使用した空からのパトロールなど、監視指導を強化しています。

さらに、産業廃棄物処理業者の許可情報や指導履歴等の情報を一元化して検索できるシステムの整備、カメラのGPS機能により不法投棄場所を電子地図上にマッピングするシステムによる市

町村等との情報共有、不法投棄が疑われる現場等への監視用カメラの設置、県外から搬入される産業廃棄物について産業廃棄物処分業者が事前に県に届け出る制度の運用など、情報を効率的に活用した不法投棄・不適正処理の早期是正を図っています。

これらに加え、的確かつ速やかな行政指導や積極的かつ厳正な行政処分を行うこと等を目的として、産業廃棄物処分業者に対し、廃棄物対策課、監視指導課、保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施するとともに、監視指導担当職員の資質向上のための研修を行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応の取組をさらに強化しています。

その他、長期化している不適正処理事案について、モニタリング等で実態を詳細に把握するとともに、専門家の助言を踏まえ、課題解消に取り組んでいます。

#### ○現在取り組んでいる主な施策

- ・ 3R啓発等による廃棄物減量化の促進
- ・ 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおける産学官民による共同研究
- ・ リサイクル製品認定制度によるリサイクル製品の普及促進
- ・ 食品ロス削減の推進
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理等に関する市町村等への情報提供や助言
- ・ 廃棄物の適正処理のための普及啓発や監視・指導
- ・ 災害廃棄物処理に携わる市町村職員等に対する研修の実施
- ・ 安定型最終処分場に対する掘削調査
- ・ 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前届出
- ・ 福岡県不法投棄マッピングシステムを活用した不法投棄事案の情報共有
- ・ 赤外線カメラ搭載ドローンやウェアラブルカメラ、遠隔操作対応監視カメラによる産業廃棄物処理施設等への監視指導の強化
- ・ 産業廃棄物処分業者に対する三者合同立入検査の実施
- ・ 監視指導担当職員の資質向上のための研修の実施
- ・ 紛争予防条例の適切な施行

(詳細は第 2 部第 3 章 (74 頁～) 参照)

### 3 自然共生社会の推進

地球の長い歴史の中で、生物は様々な進化を遂げて現在の生態系を形成しています。多種多様な生物からなる生態系は、人類の生存にとって重要な生物多様性の恵みをもたらします。また、「人と動物の健康、そして環境の健全性の一つである」というワンヘルスの理念の推進において生物多様性の保全は重要な取組です。しかし、私たち現在の世代による開発行為や環境汚染、温室効果ガスの排出による地球温暖化などによって地球上の至る所でその微妙な均衡が崩れ、生物多様性が失われつつあります。

県内でも、開発や里地里山の荒廃による生物多様性の衰退などのほか、本来国内には生息していない外来生物による在来生態系のかく乱や生息環境の変化に起因したイノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による農作物被害などが生じています。

本県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 (2013) 年 3 月に「福岡県生物多様性戦略」と「行動計画」を、30 (2018) 年 3 月に「福岡県生物多様性戦略第 2 期行動計画」を策定し、鳥獣保護や有害鳥獣対策、森林整備などに取り組むとともに、希少野生動植物の保護を図ることにより生物多様性を確保するため、令和 3

(2021)年5月に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました。戦略の推進や条例の運用に当たっては、行政だけではなく、県民、企業、NPO・ボランティア団体など、多様な主体の連携・協働により豊かな自然の恵みを持続的に享受できる自然共生社会の実現や人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目指します。

「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」における種の内訳

カテゴリー	I	II	III	IV	計
植物群落	13	28	32	16	89

カテゴリー	絶滅	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧	情報不足	その他のカテゴリー	計
植物 (維管束)	37	278	131	98	39	21	野生絶滅 <sub>2</sub>	606
植物 (その他)	1	絶滅危惧 I 類 <sub>8</sub>		8	12	10	-	39
哺乳類	4	1	1	6	10	2	-	24
鳥類	2	12	9	25	38	4	-	90
爬虫類	-	-	1	2	3	1	-	7
両生類	-	1	1	5	4	-	-	11
魚類	1	11	12	12	28	17	野生絶滅 <sub>1</sub>	82
昆虫類	6	37	73	119	126	56	-	417
貝類	2	23	48	70	90	45	-	278
甲殻類	-	5	7	5	18	10	-	45
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
クモ形類等	-	-	-	1	5	6	-	12
計	53	-	1,010	373	373	172	3	1,611

※植物群落、植物 (維管束)、植物 (その他)、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック 2011」の掲載種数であり、その他のカテゴリーについては、「福岡県レッドデータブック 2014」の掲載種数を掲載

小学生を対象とした水辺の自然観察会(久留米市)



保全団体との連携による登山道の整備(八女市)



○現在取り組んでいる主な施策

- ・シカの食害による生態系への被害が著しい英彦山及び犬ヶ岳におけるシカの捕獲及び絶滅危惧植物の保護対策
  - ・朝倉市黄金川において絶滅が危惧されているスイゼンジノリの保全対策の支援
  - ・外来種防除講習会の実施、外来種防除リーフレットによる啓発
  - ・希少野生動植物に係る基礎調査の実施及びレッドデータブックの改訂
  - ・公共事業における生物多様性への配慮の推進
  - ・総合的な鳥獣被害対策
  - ・荒廃森林の整備
- (詳細は第2部第4章(108頁～)参照)

4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

本県では、安全・安心な環境の確保に向けて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などに対する各種施策を推進するとともに、市町村と協力して騒音・振動・悪臭などの公害対策にも取り組んできました。このほか、環境大気中の放射性物質に関する常時測定及び緊急時を想定したモニタリング体制を確保しています。

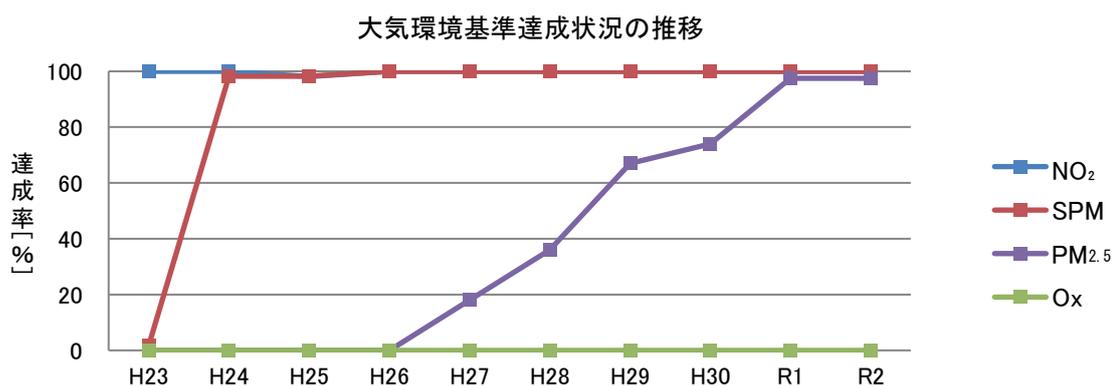
今後も大気環境、水環境について、監視体制を構築することにより、環境保全への各種対策の実施と情報の提供及び大気汚染物質の越境問題対策を行い、健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図ります。

## ア 大気環境の現状と主な取組

大気環境の常時監視は、大気汚染防止対策上、最も基本となるものであり、県内55局（令和3年3月31日までは58局）の常時監視測定局で測定されたデータはテレメータシステム（遠隔監視装置）により、県保健環境研究所及び県庁に集約され、大気保全行政に活用されています。大規模災害や機器障害時も大気環境の監視・データ公開を継続できるよう、元（2019）年度から2（2020）年度にかけてシステムサーバ等の二重化を実施しました。

代表的な大気汚染物質には、二酸化硫黄（ $\text{SO}_2$ ）、二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）、一酸化炭素（ $\text{CO}$ ）、浮遊粒子状物質（ $\text{SPM}$ ）、光化学オキシダント（ $\text{O}_x$ ）、微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）などがあり、これらの物質には環境基準が定められています。

2（2020）年度の測定結果によると、 $\text{SO}_2$ 、 $\text{NO}_2$ 、 $\text{CO}$ 及び $\text{SPM}$ は全測定局で環境基準を達成しています。ただし、 $\text{SPM}$ は黄砂などの気象の影響を受けやすく、年度により環境基準達成率が大きく変化しています。 $\text{O}_x$ は、全国的に環境基準達成率が非常に低く、本県においても環境基準を達成できていません。なお、 $\text{PM}_{2.5}$ は26（2014）年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、徐々に改善し、2（2020）年度の環境基準達成率は98%で、顕著に改善しています。



県内では、大気汚染防止法や福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、2（2020）年度には延べ552件の工場・事業場の監視指導を行うとともに自動車排出ガス対策を進めています。また、石綿含有建築物の解体又は改造に伴う石綿の飛散防止対策として、2（2020）年度には延べ262件の特定粉じん排出作業の監視指導を行い、作業基準の遵守の徹底に努めるとともに、3（2021）年度からVR技術を活用し、建築物中の石綿含有建材の調査能力を向上させる講習会を開催しています。また、災害時に備え被災建築物からの石綿飛散を防止するため、元（2019）年度に測定機器（アスベストアナライザー）を整備しました。

### ○現在取り組んでいる主な施策

- ・大気環境状況の把握
- ・ $\text{PM}_{2.5}$ や $\text{O}_x$ の注意喚起等の実施
- ・工場・事業場に対する監視指導の実施（ばいじん、 $\text{VOC}$ 、ダイオキシン、水銀等）
- ・解体工事現場等における石綿の監視指導の実施、VR技術を活用した石綿含有建材の調査に係る講習会の実施
- ・低公害車等の普及促進

## イ 水環境の現状と主な取組

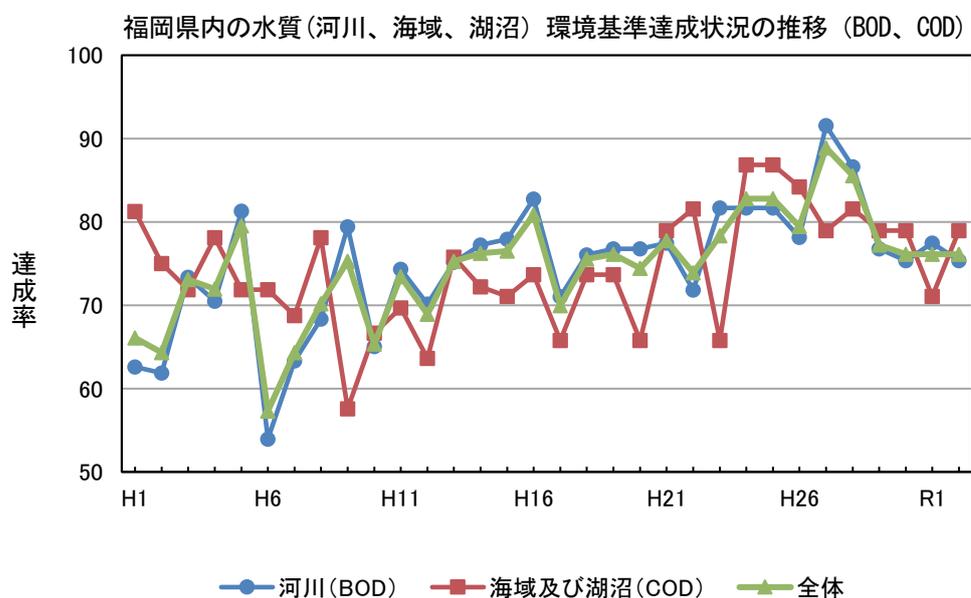
本県の河川、海域及び湖沼の水質については、水質測定計画に基づき、県、国、政令市等が環境基準の達成状況を監視しています。水質汚濁とは、工場・事業場からの排水や家庭からの生活排水などによって、河川、海域、湖沼などの水の状態が悪化することをいい、汚濁が進行すると、人の健康や生活環境、動植物の育成などに影響が生じてきます。

本県では、水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場の排水を規制し、水質汚濁の防止に努めています。また、生活排水を処理するため、県、市町村では下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を促進するとともに、水辺への関心を高め、県民一人ひとりの意識の向上を図るため、水辺環境保全活動に対して支援を行っています。水質汚濁防止法の規制対象となる特定事業場（工場・事業場）の総数は、令和2（2020）年度末現在4,850で、2（2020）年度には延べ517件の立入検査を行い、排水水質の改善指導などを行いました。また、環境基準の達成維持を図るため、全国一律の排水基準に比べ、より厳しい上乘せ排水基準を設定しています。これらの取組により、水質汚濁の代表的指標であるBOD（河川）又はCOD（海域、湖沼）の環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、平成元（1989）年度の57.0%から改善傾向にあり、令和2（2020）年度は76.1%となっています。

水環境の保全には、流域ごとの特性に応じた対策が必要であり、各水系の河川整備基本方針や河川整備計画等において健全な水循環に向けた取組を行っています。

### ○現在取り組んでいる主な施策

- ・公共用水域や地下水の水質汚濁状況の監視
- ・工場・事業場への立入検査や改善指導等



（詳細は第2部第5章（131頁～）参照）

## 5 国際環境協力の推進

急激な経済発展を遂げているアジア諸地域においては、人口の増大に伴う廃棄物排出量の増大や河川等水質の悪化、大気汚染などの環境問題が顕在化しています。

本県では、アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、過去の公害を克服する過程で本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域への環境協力を推進しています。

**国際環境協力の相手先**



**タイ・中央政府**  
(天然資源環境省公害対策局)

- ・平成24年度～、福岡方式廃棄物処分場整備に係る支援
- ・平成27年9月、シーキウ市処分場竣工
- ・平成28年8月、環境協力協定締結

**タイ・バンコク都**

- ・平成18年2月、友好協定締結
- ・平成24年2月、環境協力協定締結
- ・平成25年度～、環境教育に関する協力

**インド・デリー準州**

- ・平成19年3月、友好協定締結
- ・平成30年1月、友好協定更新(大気汚染への協力を追加)
- ・令和元年度～、大気環境改善に向けた協力

**中国・江蘇省**

- ・平成4年11月、友好協定締結
- ・平成23年3月、環境協力協定締結
- ・平成23年度～、環境展示会の出展支援

**ベトナム・ハノイ市**

- ・平成20年2月、友好協定締結
- ・平成22年10月、環境協力協定締結
- ・平成25年8月、福岡方式廃棄物処分場整備に係る覚書締結
- ・平成27年6月、スアンソン処分場竣工

**ベトナム・中央政府**

- ・平成30年10月、福岡方式廃棄物処分場整備に係る覚書締結



環境展示会



福岡方式廃棄物処分場※



環境教育



大気環境セミナー

※福岡方式廃棄物処分場（準好気性埋立方式）とは、環境に配慮した埋立技術を採用した廃棄物の埋立場。

本県は、環境分野における人材育成、技術交流、産業交流などを骨子とする環境協力協定を締結し、具体的な環境協力事業を推進しています。また、アジア太平洋地域において、安全な水の確保、廃棄物の適正な処理など居住環境の改善を推進している国連ハビタット福岡本部の活動を支援しています。

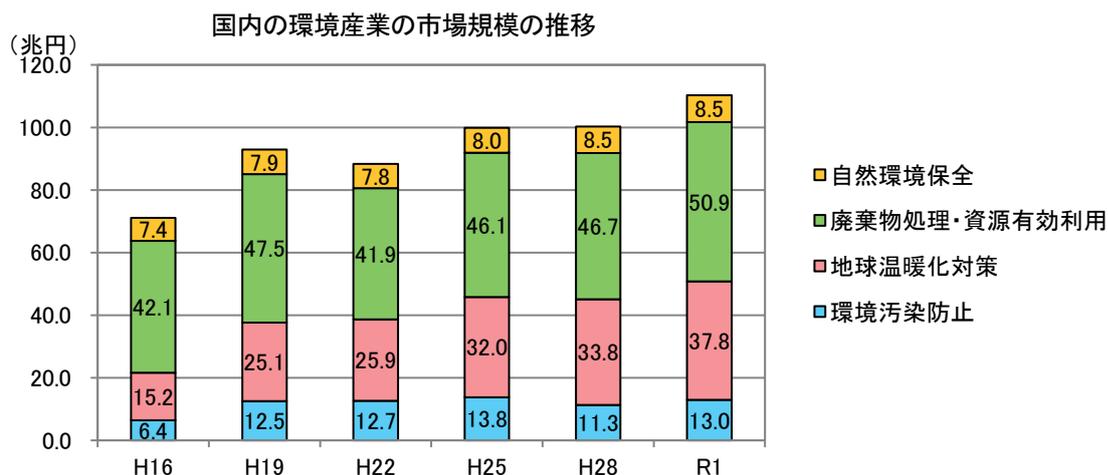
### ○現在取り組んでいる主な施策

- ・アジア諸地域から行政職員を招へいし、県内で実地研修等を行う国際環境人材育成事業
  - ・ベトナムにおける福岡方式廃棄物処分場の整備及び普及展開への支援
  - ・タイにおける福岡方式廃棄物処分場の維持管理及び普及展開への支援
  - ・タイ・バンコク都の小学校での環境教育の普及支援
  - ・中国・江蘇省の南京市で開催される環境展示会への県内企業の出展支援
  - ・インド・デリー準州の大気環境改善に向けた協力
  - ・日韓の関係自治体による共同事業「環境政策・研究事例発表会」の実施
  - ・国連ハビタット福岡本部への支援
- (詳細は第2部第6章(182頁～)参照)**

## 6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進

社会・経済活動の発展に伴って増大する環境負荷を低減するためには、環境負荷の低減に寄与する技術・産業の振興が重要となります。

県内には、低燃費車や様々な機器の電力消費を抑えるパワー半導体等の省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業があり、北九州市、大牟田市の両エコタウンにはリサイクル関連産業の集積が図られています。このため、グリーンアジア国際戦略総合特区において省エネルギー・省資源に大きく寄与する環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築を進めています。さらに、本県の試験研究機関において、環境保全に関する調査研究に取り組むとともに、福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、太陽光発電パネルリサイクル等産学官民の連携によるリサイクル技術と社会システムの開発を進めています。



資料：2019年版環境産業の市場規模の推移（環境省）

### ○現在取り組んでいる主な施策

- ・試験研究機関における環境負荷低減に資する調査・研究
- ・グリーン購入の推進
- ・グリーンアジア国際戦略総合特区における環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築
- ・水素エネルギー社会の実現のための福岡水素戦略の推進

（詳細は第2部第7章（189頁～）参照）

- ・福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおける産学官民による共同研究

（詳細は第2部第3章第3節（96頁～）参照）

## 7 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

地球温暖化や大量生産・大量消費・大量廃棄による最終処分場の逼迫など、今日の環境問題は、我々の日常生活に伴って発生するものであり、それらの問題を解決するためには、一人ひとりが環境の現状や課題について正しく理解し、自らの日常行動を変えていく必要があります。環境教育は、環境に対する関心を喚起するとともに、共通の理解を深め、問題解決能力を育成することを通じ、各主体の自主的な環境問題への取組を促進するものとして重要です。

本県では、「ふくおか環境ひろば」、「ふくおかエコライフ応援サイト」などを通じ、各主体の自主的な環境保全の取組やネットワーク化を促進していきます。

また、地域における取組を通じて本県の望ましい環境を創出し、地球環境の保全に貢献するため、平成8（1996）年に「福岡県環境県民会議」を設置し、県民・事業者・行政が一体となって、第四次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）の推進を図っています。

さらに、県内の各保健福祉環境事務所に「地域環境協議会」を設置し、地域の実情に応じた地

球温暖化対策・3R・自然共生の推進等の事業を実施しています。地域の住民や子どもたち、事業者の環境を考え行動する意識を育むとともに、地域住民・事業者等が事業に参画することにより、地域の環境活動の担い手となることを目指しています。

加えて、子どもたちが環境保全活動や環境学習を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援するため、環境学習会を開催しています。

#### ○現在取り組んでいる主な施策

- ・ウェブサイトを利用した環境情報の発信  
「ふくおか環境ひろば」(URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html>)  
「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL:<https://www.ecofukuoka.jp/>)
- ・環境県民会議や地域環境協議会による県民・事業者・行政が一体となった環境保全への取組
- ・小学生向け環境教育副読本の作成・配布、小中学生向け地球温暖化対策ワークブックの提供
- ・こどもエコクラブ活動の支援

(詳細は第2部第8章(199頁～)参照)

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) が採択されました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境を巡る広範な課題に取り組むため、「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されています。

SDGsの多くのゴールが環境施策と関連があります。「県内の主な取組」においては各取組に関連のあるSDGsの主なゴール・ターゲットを明示しています。

<SDGs 17のゴール>

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 <p>10 国内および国家間の不平等を是正する</p>	国内および国家間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	都市と人間の居住地を包摂的 <sup>1)</sup> 、安全、レジリエント <sup>5)</sup> かつ持続可能にする
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 <p>12 つくばる責任 つかう力を</p>	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々に包摂的 <sup>1)</sup> かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 <p>5 ジェンダー平等をすすめる</p>	ジェンダーの平等 <sup>2)</sup> を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント <sup>3)</sup> を図る	 <p>14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発に向けて平和で包摂的 <sup>1)</sup> な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的 <sup>1)</sup> な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	すべての人々のための持続的、包摂的 <sup>1)</sup> かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク <sup>4)</sup> を推進する	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ <sup>6)</sup> を活性化
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	レジリエント <sup>5)</sup> なインフラを整備し、包摂的 <sup>1)</sup> で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

【SDGs 関連用語の説明】

- 1) 包摂的 … 誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人ひとりが社会のシステムに参画できること。
- 2) ジェンダー平等 … 男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することをジェンダー平等という。
- 3) エンパワーメント … 関係者に権限の付与や各種支援を行い、目標の達成のための自律的な行動を促すこと。
- 4) デイセント・ワーク … 働きがいのある人間らしい仕事
- 5) レジリエンス … 強靭さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。
- 6) パートナリシップ … 協力関係、協働体制、連携の仕組み

# 1 エコファミリー応援事業（家庭における省エネ・省資源の取組促進）

## 環境保全課

福岡県内の二酸化炭素排出量は、生活に関連深い家庭や事業所等の民生部門、自動車等の運輸部門からの排出が4割強となっています。

このことから、本県では、家庭や事業所における二酸化炭素排出量を削減するため、さまざまな施策を展開しています。

その一つに、省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民の皆様をエコファミリーとして募集し、登録した方にさまざまな特典を用意して県民の取組を応援する「エコファミリー応援事業」を平成18(2006)年度から実施しています。

令和2(2020)年3月には、スマートフォンアプリの運用を開始しました。3(2021)年4月からは、福岡県民だけでなく、九州7県でこのアプリが利用できるように、その対象を拡大した「九州エコファミリー応援アプリ（エコふあみ）」にバージョンアップしています。このアプリでは、個人情報不要で簡単にエコファミリーに登録できる

ようになっています。また、協賛店で割引等が受けられるパスポートを取得できるほか、エコ活動に取り組んでポイントを貯めると、抽選でプレゼントがもらえるくじを引くことができるなど、楽しみながら地球環境にやさしい活動に参加できます。

この事業により、県民の地球温暖化防止に向けた意識の醸成と行動の促進を図っています。

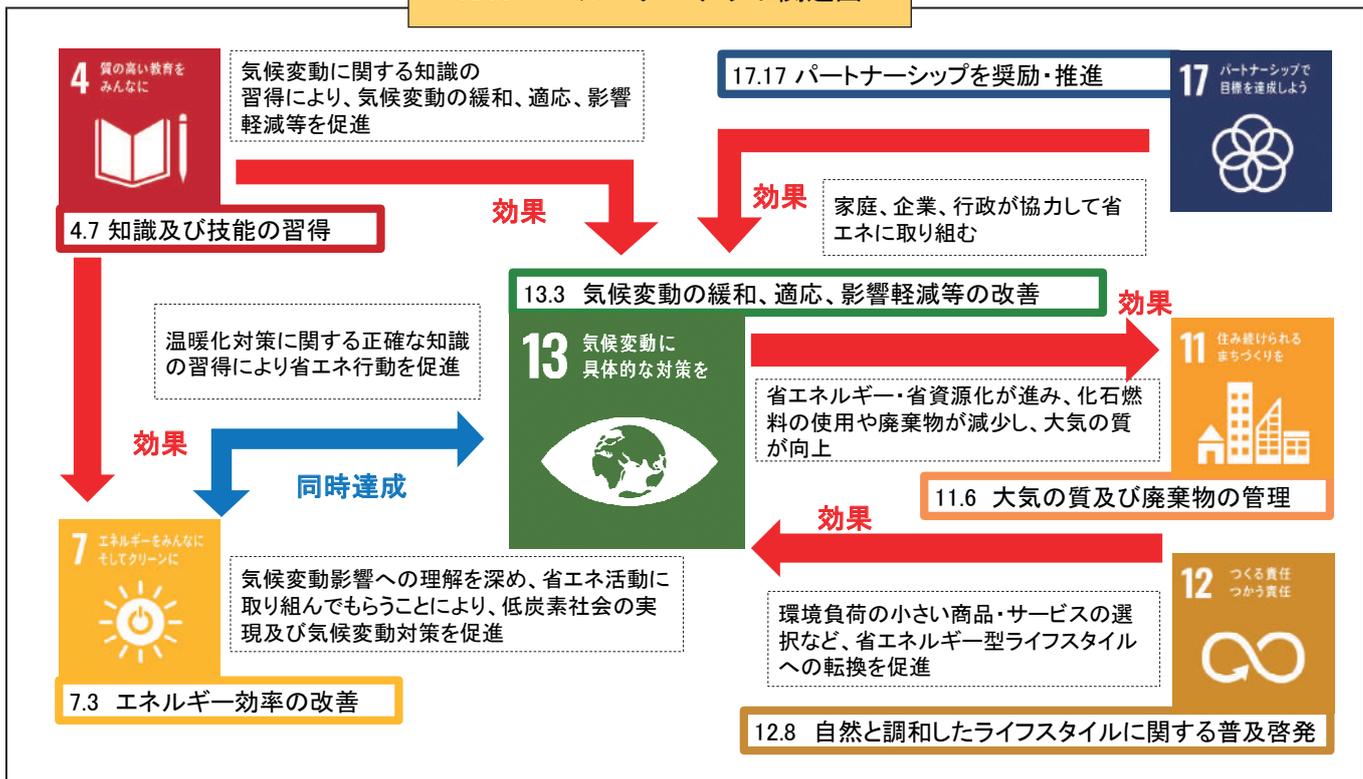
エコふあみアプリ チラシ



(表)

(裏)

### SDGs ゴール・ターゲット関連図



## 2 福岡県気候変動適応センターの取組

環境保全課

近年、大雨による災害や熱中症の増加、農作物の品質低下、生態系の変化など、地球温暖化による気候変動の影響は、県内でもすでに現れ始めており、県民の皆さんの関心も高まっています。

こうした中、福岡県では、「気候変動適応法」(平成30(2018)年12月施行)に基づき、気候変動に関する情報の収集・発信拠点となる「福岡県気候変動適応センター」を令和元(2019)年8月、福岡県保健環境研究所に設置しました。



福岡県気候変動適応センター 啓発パンフレット

### 1 福岡県気候変動適応センター

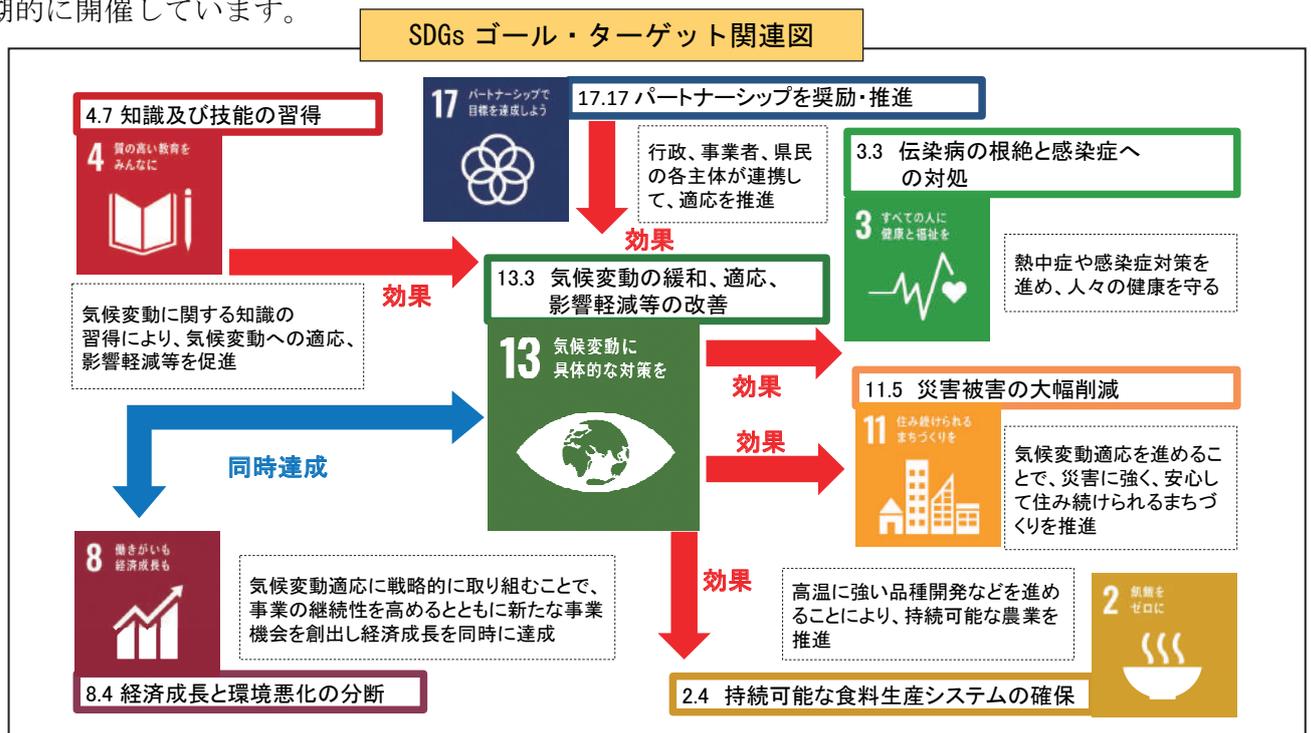
センターでは、福岡管区気象台や国立環境研究所と連携して、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析して、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめて発信し、市町村・事業者・県民といった各主体による適応の取組を支援していきます。

また、気候変動の影響や適応策について関係機関で情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動適応の推進を図るため「福岡県気候変動適応推進協議会」を定期的に開催しています。

### 2 情報発信機能の強化

昨年度は、センターで収集・整理・分析した県内の気候変動やその影響、適応策の事例に関する情報を、目的に応じて、分野別・地域別・主体別に検索でき、地域や場所を示すことが可能な情報については、ホームページの地図上に表示できる機能(GISを活用した情報発信)を持つ「情報検索システム」を整備しました。

システムの整備により、市町村、事業者、県民の皆様に対し、気候変動影響及びその適応策についての各種情報を広く提供していきます。



### 3 食品ロス削減推進事業

#### 循環型社会推進課

我が国では、食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）が製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生しており、その量は全国で年間 600 万トン（事業系 324 万トン、家庭系 276 万トン）になります。

本県は、外食・販売段階での取組の一つとして、飲食店、宿泊施設及び食料品小売店（通信販売業者を含む。）を対象に「福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）」への登録を募集しています。

食べもの余らせん隊では、料理提供量の調整や食べ残し削減の声かけ、ばら売り・少量パック等による食料品販売、閉店間際等の割引販売といった食品ロス削減の取組を実践する店舗を協力店として登録し、食品ロス削減に取り組む環境に優しい店舗として県ホームページ等に掲載して紹介しています。

また、北九州市の「残しま宣言応援店」や福岡市の「福岡エコ運動協力店」とは、一度の登録申込により県と各市の双方で登録が可能な仕組みとなっており、両市をはじめとする市町村との連携を図りながら登録を推進しています。

その他、本県では、フードバンク活動の普及促進、啓発CMの作成・放映、宴会時の食べ残しを減

らす30・10（さんまる・いちまる）運動の推進などの取組を実施しています。

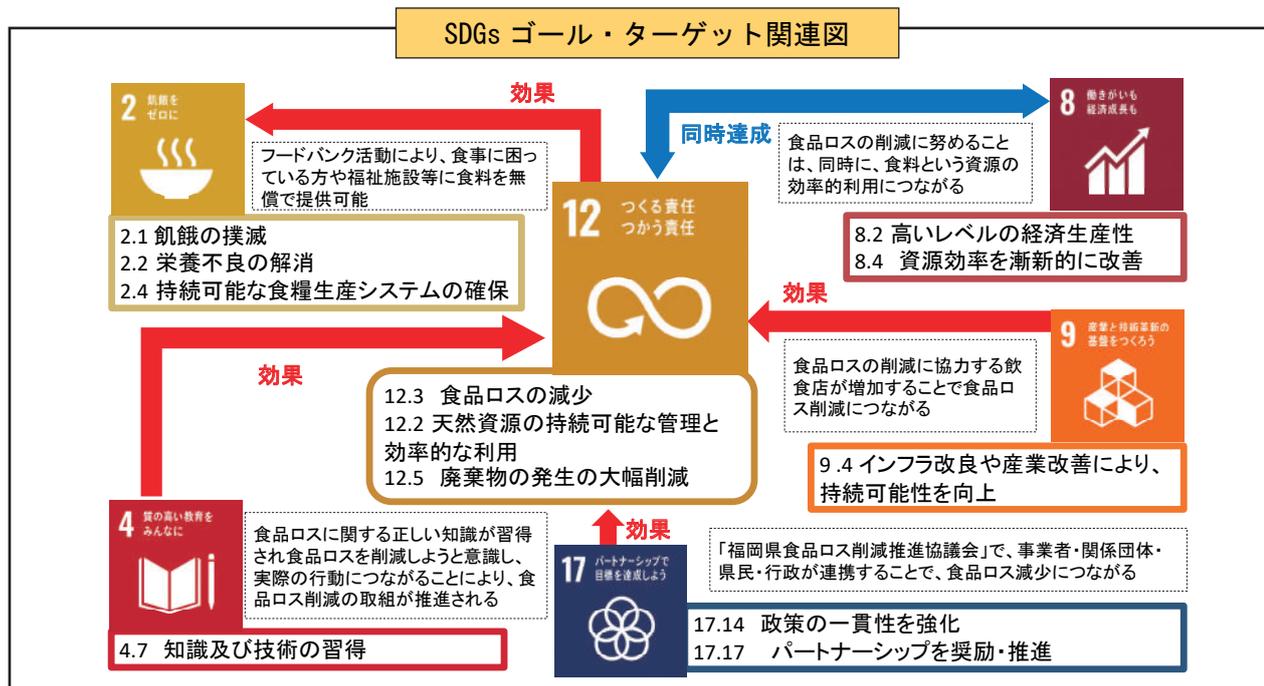
さらに今年度は、地域での削減体制を強化するため、食品ロス削減行動を促す啓発を行う人材を育成するほか、生鮮食品が食品ロスとなった場合に対応できる体制を、市町村など地域コミュニティ単位で事前に構築するための指針を策定します。



「食べもの余らせん隊」登録店配布ステッカー



「食品ロス削減キャンペーン」デジタル広告



## 4 プラスチック資源循環促進事業

### 循環型社会推進課

世界全体では、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出し、このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算している報告があります。

このようなプラスチックごみ問題を背景に令和3(2021)年6月に、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律」が成立しました。

県では、プラスチックの資源循環を促進するため以下の取組を実施しています。

#### 1 ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク

ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、令和2(2020)年7月に業界団体、消費者団体、学識経験者、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、プラスチックごみ削減の取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。

また、プラスチックごみ削減に取り組む事業者の登録制度「ふくおかプラごみ削減協力店」を創設するとともに、県民や事業者の取組を促進する

「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施しています。

3(2021)年11月には、生分解性食品容器や紙ストローなどのプラスチック代替品の利用促進を目的に、小売・中食・外食業界を対象とした商談展示会において、県内企業のプラスチック代替品のPRを行います。

#### 2 使用済みプラスチックのリサイクル施設整備に対する助成

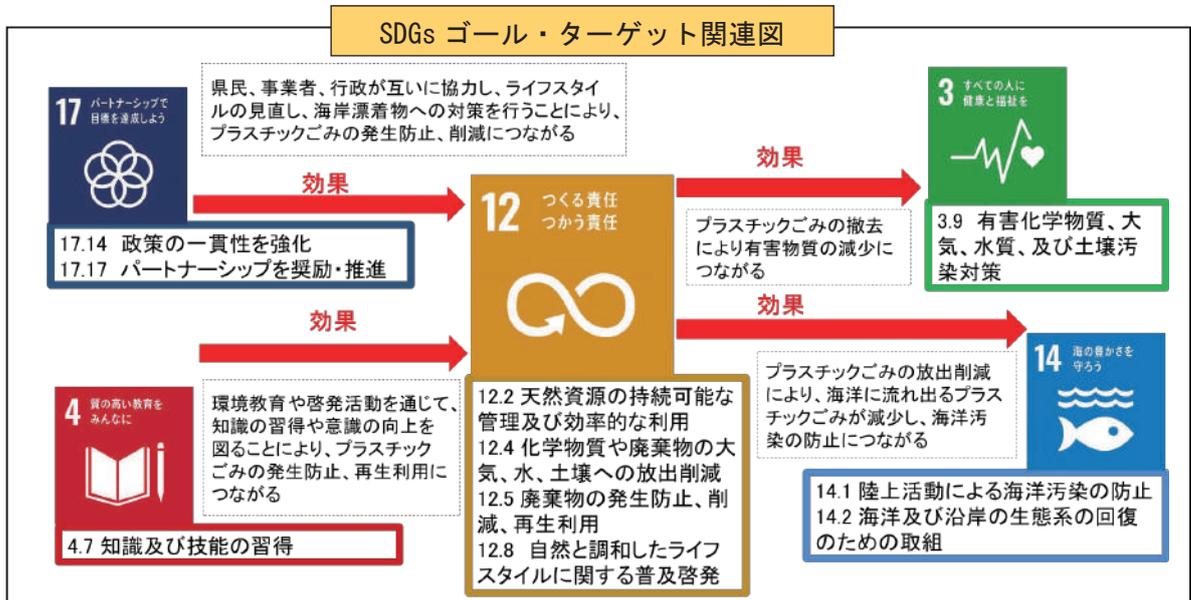
使用済みプラスチックのリサイクルを行う施設の整備のうち、高度で先進性のある施設を整備する事業者に対する助成を行っています。

#### 3 自動車内装材等の再資源化スキームの構築

自動車のプラスチック類の再資源化の向上を目指し、自動車の整備・解体業者、処理業者、プラスチックの再生・利用事業者などが連携して、県内における自動車内装材等の効果的な回収・マテリアルリサイクルスキームの構築に取り組んでいます。



プラスチックごみ削減ロゴマーク



## 5 リサイクル総合研究事業化センターの最新の取組

### 循環型社会推進課

本県が平成13(2001)年に設立した福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民による共同研究開発の支援や地域展開に向けた事業化支援、環境・リサイクル情報の発信を行っています。

本センターによる最新の取組を紹介します。

### 1 柱上変圧器等の使用済絶縁油を新油相当へリサイクルする技術を開発

電柱の上部に設置され、送電用の高電圧を家庭用などの低圧にする電気機器(柱上変圧器)等に入れられる絶縁油は、国内においては再利用されず、燃料として焼却されていました。

本センターが㈱キューヘンと九州工業大学の共同研究を支援した結果、柱上変圧器等の使用済絶縁油を新油相当の品質へリサイクルし、新品柱



柱上変圧器使用済絶縁油のリサイクル処理

上変圧器等に再使用する技術を開発しました。

### 2 廃棄太陽光パネルスマート回収システムを開発

太陽光発電の導入が急速に進展し、今後、使用済みとなった太陽光パネルの排出量の加速度的な増加が見込まれており、資源の有効利用の観点から、リサイクルにつなげる仕組みが必要です。

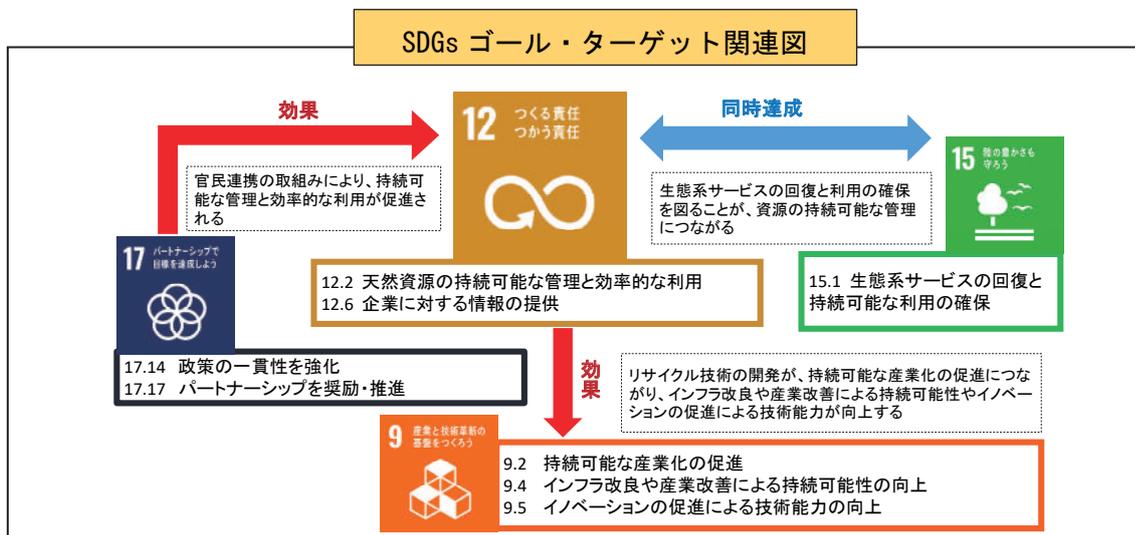
県内には全国的にも数少ない太陽光パネルのリサイクル業者があり、回収の効率化によりリサイクル推進が可能な環境にあります。

このため、本県と本センターは、「廃棄太陽光パネルスマート回収システム」を全国に先駆けて開発しました。

システムでは、排出者や収集運搬業者、リサイクル業者の間で廃棄パネルの量や保管場所などの情報をクラウドで共有できます。これにより、点在するパネルを効率的(スマート)に回収して再資源化を図り、循環型社会を推進します。



廃棄太陽光パネルスマート回収システムの概要



## 6 海岸漂着物等対策

### 廃棄物対策課

本県は、玄界灘、周防灘及び有明海によって三方を海に囲まれており、海岸線の総延長は約677.9kmを有しています。

海岸は陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟など多種多様な生物が生息・生育する貴重な場となっているほか、漁業活動や港として利用されるなど重要な役割も果たしています。

しかしながら、近年、本県の海岸にも国内や周辺の国から大量の漂着物が押し寄せています。

そのため、平成24(2012)年に「海岸漂着物処理推進法」に基づき「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定(28(2016)年改訂)し、県内の海岸の良好な景観、多様な生物の保全、生活環境の確保等総合的な海岸環境の保全を図っています。

具体的には、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して、港湾や漁港など海岸における漂着ごみの回収・処理を行っているほか、海岸漂着ごみの発生抑制に向けた取組を行っています。

発生抑制の取組としては、ポスターやチラシを作成・配布しているほか、27(2015)年度からは、チームでごみを拾い、集めたごみの量や種類でポイントを競う「スポーツごみ拾い(スポGOMI)」として、地元自治体や住民の方々等と協力して海岸清掃活動を行うなど、海岸環境の保全に努めるとともに、海岸漂着ごみの発生抑制に向けた啓発活動を行っています。

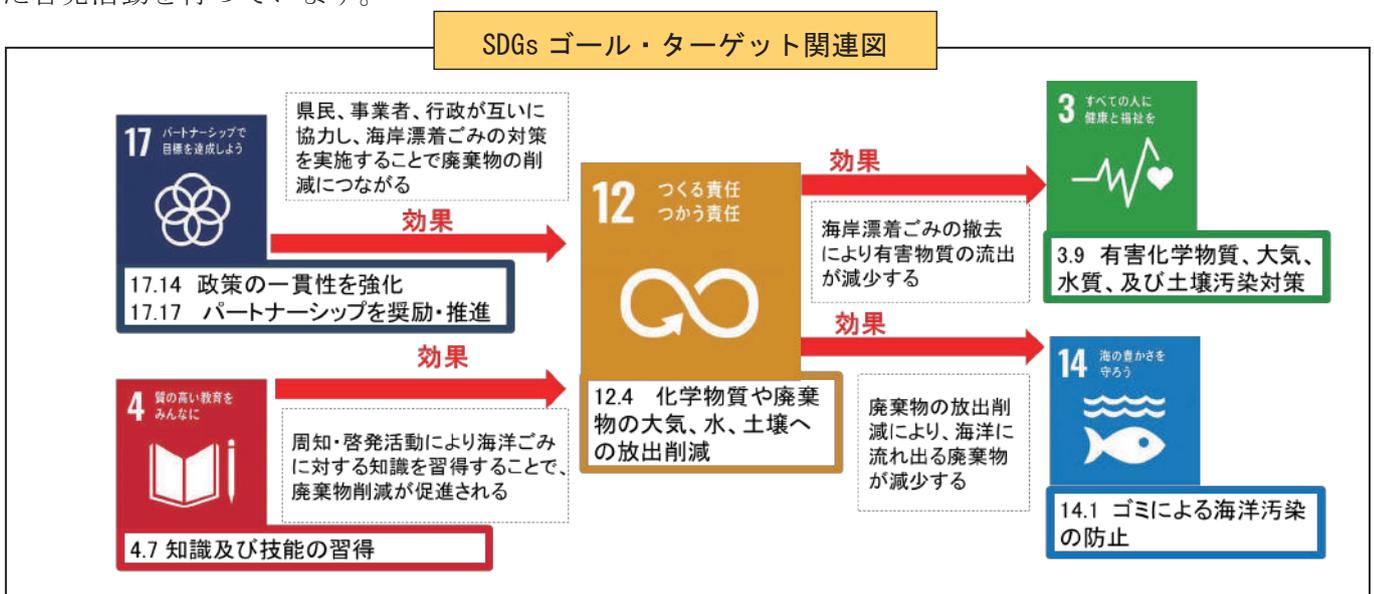


海洋ごみ発生抑制に係る啓発動画  
「どげんかしよう！海ごみ問題！」

また、これらの取組に加えて、令和2(2020)年度には、海洋ごみ(海岸漂着ごみや漂流ごみなど)に関する理解を深め、ポイ捨てをしない、ごみの分別を行うといった身近な行動から発生抑制に取り組んでいただくことを目的として、海洋ごみ発生抑制に係る啓発動画「どげんかしよう！海ごみ問題！」を作成し、県内小学校等へ周知を行っています。

「どげんかしよう！海ごみ問題！」  
(視聴できます)

URL:<http://webtv.pref.fukuoka.lg.jp/ja/movies/detail/4193>



## 7 ICTを活用した監視指導の強化

### 監視指導課

本県では、産業廃棄物処理業者に適正処理を指導するにあたって、ICTを活用した以下の取組を行っています。

#### 1 ウェアラブルカメラ通信システムの活用

令和2(2020)年度にウェアラブルカメラ（職員が装着し、立入現場を撮影するビデオカメラ）を活用した通信システムを構築し、システムを活用した立入検査等を実施しています。

県内6保健福祉環境事務所と県庁（監視指導課）に通信システムを設置しており、立入検査の現場の職員がウェアラブルカメラで撮影した映像をリアルタイムで確認することが可能です。

これにより、現場の状況について職員間の情報共有が容易となることに加え、執務室で待機する熟練した職員による即時のサポートが可能となることで、業者に対してより効果的な指導を行えるようになりました。また、この通信システムを活用して、各所属相互の間でWeb会議を行うことができ、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策としても有効に機能しています。



ウェアラブルカメラを活用した立入検査の様子  
(左：執務室、右：立入現場)

#### 2 遠隔操作対応監視カメラの導入

令和2(2020)年度に遠隔操作が可能な監視カメラを3台導入し、不適正処理現場の状況や指導中の業者の指導履行状況などを執務室においてオンライン監視し、現場の状況に応じた監視指導を行っています。



遠隔操作対応監視カメラ

このほか、平成30(2018)年度から赤外線カメラ搭載ドローンを導入し、産業廃棄物処理施設や不適正処理現場への立入検査に活用しています。



ドローンによる測量の様子



## 8 指定希少野生動植物種の指定

### 自然環境課

多種多様な生物からなる生態系は、人類の生存にとって重要な生物多様性の恵みをもたらします。また、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つである」というワンヘルスの理念の推進においても、生物多様性の保全は重要な取組の一つです。

本県では、県、市町村、事業者、県民等が一体となって、希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました。

現在、約1,000種の野生動植物が県内で絶滅のおそれがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要なキビヒトリシズカやムラサキ、コバンムシ等の20種を本条例第9条に基づき、「指定希少野生動植物種」として指定しています。

指定希少野生動植物種は捕獲、所持、陳列・広告等に規制があり、罰則が適用されることがあります。また、指定希少野生動植物種が指定される前にその種を捕獲等し、指定の際、現に所持して

いる場合は、知事への届出が必要です。

また、キビヒトリシズカ、ムラサキ、コバンムシの3種については、生育状況・生育環境調査、生育地の環境改善、普及啓発の実施を定めた保護回復事業計画を令和3（2021）年9月に策定し、その保護を図っています。

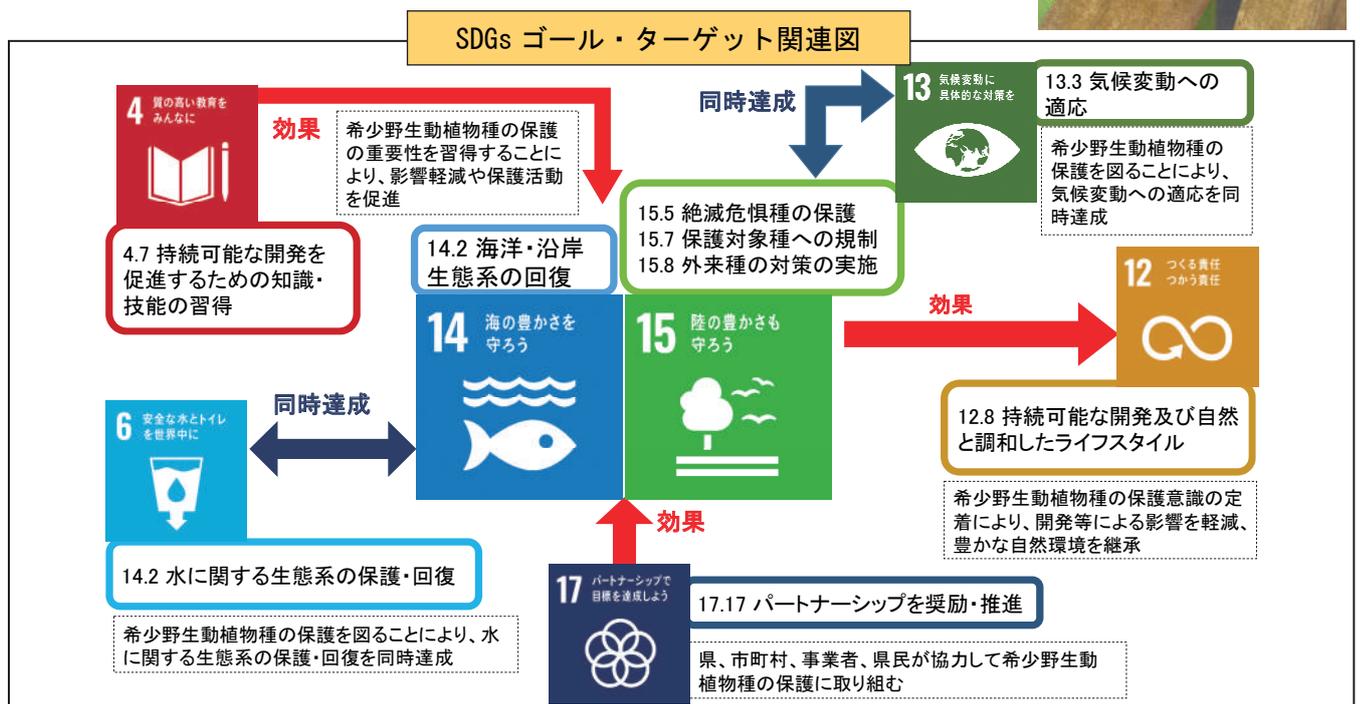
#### ○指定希少野生動植物種

キビヒトリシズカ  
(センリョウ科)



ムラサキ  
(ムラサキ科)

コバンムシ  
(コバンムシ科)



## 9 ワンヘルスの推進

### 保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室

新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症の多くは、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症です。これに対応するには、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つである」というワンヘルスの理念に基づく取組が重要となります。

本県では、平成28(2016)年11月、北九州市で開催されたワンヘルスに関する国際会議において、ワンヘルスの実践の礎となる「福岡宣言」が採択されて以降、ワンヘルスの推進を図っています。

具体的には、平成30(2018)年度から、医師と獣医師等の連携を強化するため、シンポジウムを開催しています。

令和2(2020)年度からは、人獣共通感染症などに対し、世界トップレベルの研究者がワンヘルスアプローチにより解決することを目指し、研究成果などを世界に向けて発信する「福岡県“One Health”国際フォーラム」を開催しています。また、一般の方を対象に、体験型イベントを開催し、ワンヘルスの普及啓発を図っています。

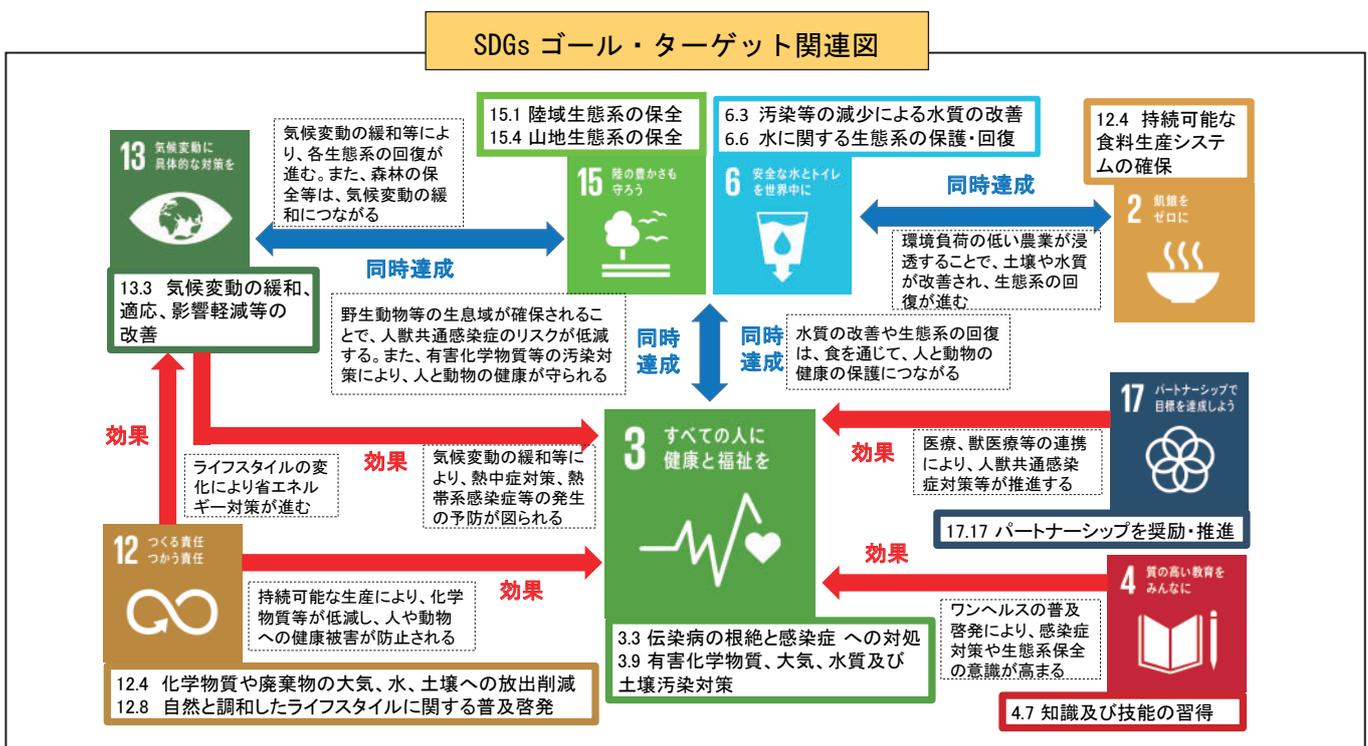


福岡県“One Health”国際フォーラム2021 基調講演

#### 福岡県ワンヘルス推進基本条例

令和2(2020)年12月、議員提案により、全国で初めて、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、ワンヘルスを実践するための6つの基本方針「①人獣共通感染症対策、②薬剤耐性菌対策、③環境保護、④人と動物の共生社会づくり、⑤健康づくり、⑥環境と人と動物のより良い関係づくり」を示しています。

今後は、この基本方針を具体化した県の取組の指針となる行動計画を策定し、ワンヘルスを実践する拠点の整備など、ワンヘルスの取組を推進していきます。



# 10 石綿飛散防止を強化するためVR講習会を開始しました

環境保全課

令和3(2021)年4月施行の「改正大気汚染防止法」により石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されました。これを受け、3(2021)年度からVR技術を活用し、建築物中の石綿含有建材の調査能力を向上させる講習会を、県内各地で開催しています。

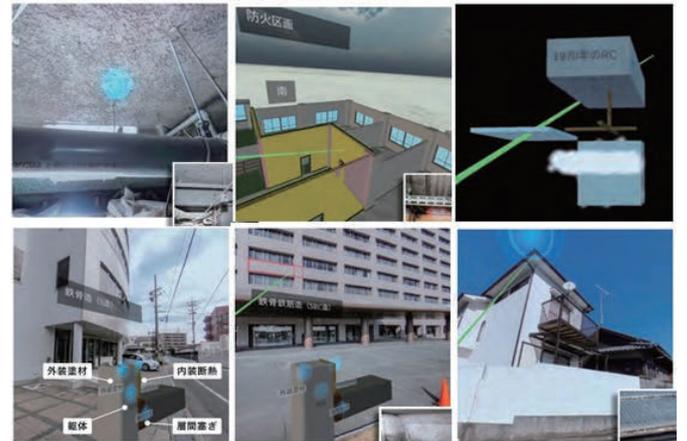
### 『VR講習会の特徴』

- ・次々に現場を瞬間移動しながら、短い時間で多くの現場を体験
- ・現実の实地講習では体験できない天井裏、壁裏の調査や事故を体験
- ・バーチャル空間で自由に質疑応答が可能で、受講者の理解度に応じた講習が可能
- ・「言語」、「数式」、「図表」では表せない経験からくる勘や洞察力といった「暗黙知」のトレーニングも可能

VR講習会の様子



主なVRコンテンツ



県内の解体業者等にVR講習会の受講を促進し、現場で必要となる適切な調査能力の向上を図るとともに、監視指導を担う県職員が同講習を受講することで、監視能力の向上を図り、県内の解体現場等からの石綿飛散を防止していきます。



## 1.1 アジア諸地域との環境協力の推進

### 環境政策課

本県では、経済発展が進むアジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、アジア諸地域との環境協力を推進しています。

#### 1 福岡方式廃棄物処分場の支援終了（ベトナム・ハノイ）

ベトナム・ハノイ市のスアンソン処分場は、同市で初となる福岡方式廃棄物処分場であり、平成27（2015）年に竣工し、30（2018）年に埋立完了しました。本県は、ハノイ市の職員を本県に招いた研修や、有識者を派遣しての現地指導などの技術支援を行ってきましたが、福岡方式処分場の整備に係るノウハウの移転という事業目的を達成したため、令和2（2020）年7月に支援事業を終了しました。



現地での技術指導の様子

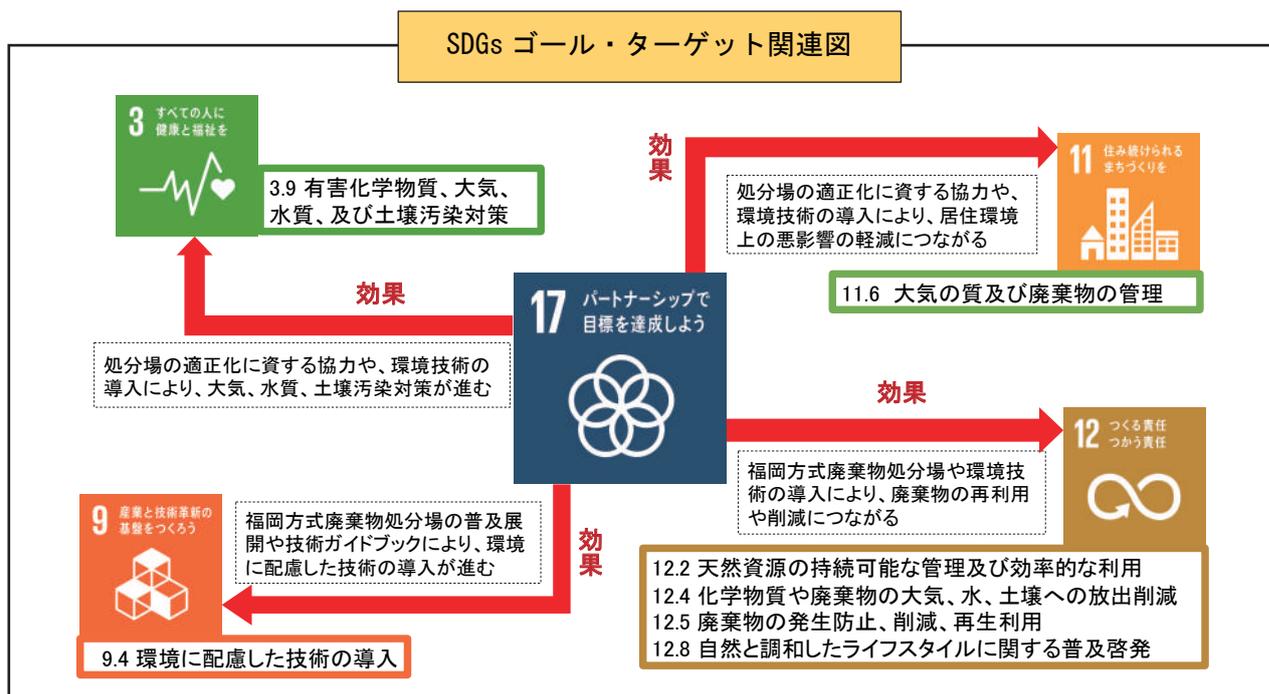
#### 2 福岡県環境関連企業技術ガイドブックの作成

本県がアジア諸地域との間で環境分野における交流を進める中で、本県に蓄積された環境技術にアジア諸地域から高い関心が示されていることから、国内外に県内企業の優れた環境技術を紹介する「福岡県環境関連企業技術ガイドブック」を5か国語で作成しました。

当ガイドブックをアジアの地方政府や展示会などのイベントで配布することで、本県の環境関連産業が国内外でのビジネス展開の足掛かりを得るとともに、県内企業の有する技術が国内外の環境問題改善の一助となることを目指します。



福岡県環境関連企業技術ガイドブック（日本語版表紙）



## 1.2 エネルギーの地産地消の推進

### 総合政策課エネルギー政策室・新産業振興課

東日本大震災後、従来の大規模集中電源に依存した硬直的なエネルギー供給システムを脱却するとともに、急速に普及している再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギー（電気、熱など）を安定的かつ有効に利用していくため、地域に存在する分散型エネルギーを地域内で効率的に活用する「エネルギーの地産地消」の取組が各地で進められています。

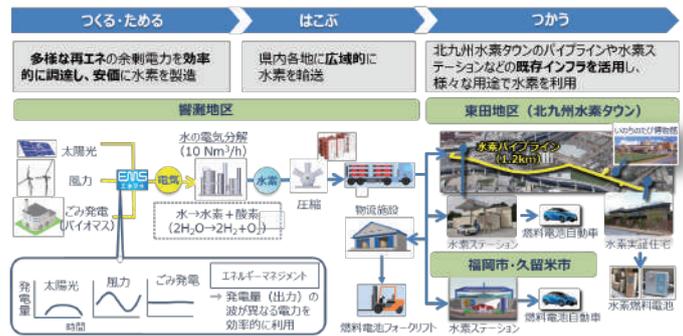
特に地域に密着したエネルギー源である再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域の活性化や緊急時のエネルギー供給の確保に貢献するものですが、再生可能エネルギーは天候により出力が変動する不安定な電源であるため、その導入拡大に当たっては、季節変動や天候、昼夜の出力変化に対応するための電力貯蔵設備が必要になります。その役割として注目を集めているのが“水素”です。水素は大規模かつ長期間の貯蔵が可能でエネルギー効率も高いことに加え、利用時には水しか排出しない環境に優しいエネルギーです。

このような水素の特性を活かして、本県では、環境省の委託事業を活用し、北九州市等とともに、

北九州市響灘地区等の再生可能エネルギーを有効活用してCO<sub>2</sub>フリー水素を製造・利用する実証事業に取り組んでいます。

この事業では、複数の再エネの余剰電力を効率よく調達するエネルギーマネジメントシステムを開発し、余剰電力で水を電気分解して水素を製造することで、CO<sub>2</sub>フリー水素製造の低コスト化を図ります。

また、製造した水素を北九州市内の物流施設や水素パイプライン、県内各地の水素ステーション等で活用するなど、水素の製造・貯蔵から、輸送、利用まで、一連のサプライチェーンを実際に運用し、CO<sub>2</sub>フリー水素の製造・供給モデルを構築します。



地域の再エネを有効活用したCO<sub>2</sub>フリー水素製造・供給実証

#### SDGs ゴール・ターゲット関連図



# 1.3 FCモビリティ普及と水素ステーション整備の一体的な推進

## 新産業振興課自動車産業振興室

FCモビリティ (Fuel Cell Mobility) は、水素と酸素の化学反応によって発電した電気でモーターを回して走る乗用車、トラック、バス等です。走行時に発生するのは水のみで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)や大気汚染の原因となる物質を排出しません。また、長時間の充電が必要な電気自動車と違い、短時間で燃料充填が可能で、航続可能距離も長いのが特徴です。

このうち、乗用車のFCVについては、県内や九州各地で展示や試乗会を行う「九州・山口FCVキャラバン」を実施し、認知度の向上を図っています。また、FCモビリティの普及には水素ステーションの整備が必要です。本県では候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポートを行うほか、国補助金の案内を通じて民間事業者の整備を促進しています。

令和3(2021)年には物流業界のCO<sub>2</sub>排出量削減や水素ステーションの自立的運営に繋がる水素需要の拡大を目的に、安定的かつ大量に水素を消費するFCトラックの輸送実証を行います。

この実証では、県内の運送事業者がチルド製品や雑貨等を5か月間運搬し、CO<sub>2</sub>削減量や燃費のデータを取得するとともに、水素ステーションを活用した利便性の高い輸送ルートや騒音・振動等、運転の快適性等に関する検証を行います。FCトラックの導入メリットを運送事業者等に周知し、市販化後の速やかな普及を目指します。

また、FCトラックには、小中学生を中心に公募し選定したデザインをラッピングし、水素エネルギーの普及啓発を図ります。

FCトラックラッピングコンテスト受賞作品

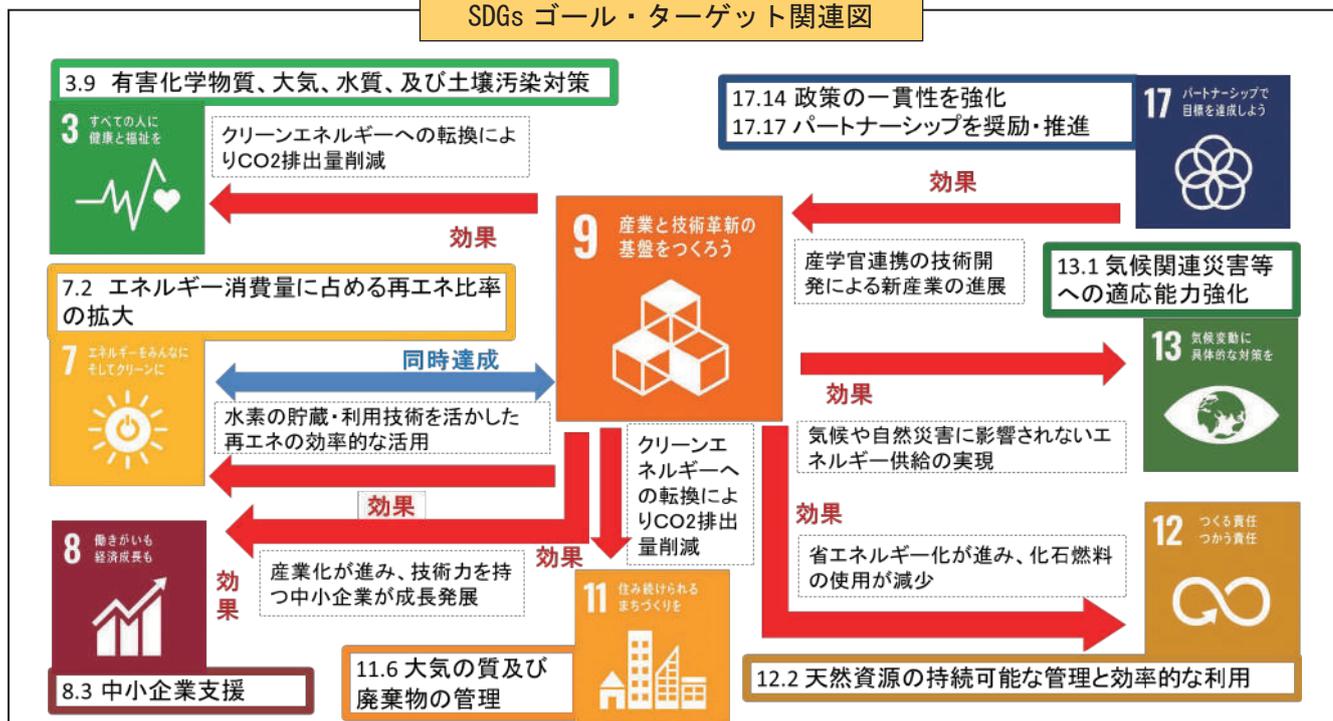


福岡県知事賞

福岡県トラック協会会長賞

今後も、平成26(2014)年に地元産学官が一体となって設立した「ふくおかFCVクラブ」を核に、FCモビリティの普及と水素ステーションの整備を一体的に推進していきます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図





# 1.5 苅田港におけるカーボンニュートラルポート（CNP）の検討

港湾課

国土交通省では、我が国における輸出入の99.6%を取り扱い、CO<sub>2</sub>排出量の約6割を占める発電、鉄鋼、化学工業等の産業が多く立地する港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等により「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成することで、脱炭素社会の実現に貢献することとしています。

## 1 2050年カーボンニュートラル実現に向けた港湾における取組の方向性

CNP形成に向けた施策の方向性について、国土交通省で検討が次のように進んでいます。

「CNPの形成に向けた施策の方向性 中間とりまとめ」 概要 国土交通省 資料2	
<b>CNPの目指す姿</b>	
(1) 水素等サプライチェーンの拠点としての受入環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素・燃料アンモニア等の輸入に対応した港湾における受入環境の整備</li> <li>国全体でのサプライチェーンの最適化</li> </ul>
(2) 港湾地域の面的・効率的な脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷役機械、船舶、大型車両等を含めた港湾オペレーションの脱炭素化</li> <li>臨海部立地産業との連携を含めた港湾地域における面的な脱炭素化</li> </ul>
<b>CNPの形成に向けた取組の方向性</b>	
①CNP形成の取組範囲 公共ターミナルに加え、物流活動や販運部を立地する事業者（発電、鉄鋼、化学工業等）の活動も含め、港湾地域全体を対象として面的に取組を行うことが望ましい。	⑤既存ストックの有効活用 既存インフラの有効活用を積極的に推進する。
②港湾地域における官民一体となった取組 港湾管理者、民間事業者等が連携してCNP形成計画を作成し、成果目標を掲げる。CNP形成計画の作成は、重要港湾以上（国際航路港湾、国際拠点港湾及び重要港湾）の港湾において率先して取り組むことが望ましい。	⑥民間投資の喚起 民間事業者の取組を促進するため、客観的な評価制度について検討する。
③水素等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等 オープンアクセスタイプの輸入ハブを含め、最適なサプライチェーンを構築するための受入環境を整備することにより、水素・燃料アンモニア等の安定かつ安価な輸入を可能とする。	⑦施設整備における取組 港湾工事等において、脱炭素化に資する新技術の導入を促進する。
④ロードマップ、技術 導入技術等についてのロードマップを作成することが重要。	⑧情報の整理及び共有 カーボンニュートラルに関する情報を一元的に収集・整理・共有するプラットフォームの整備について検討する。
	⑨国際協力 海外の港湾との情報交換や、我が国の技術の今後の海外展開を見据えた情報発信を行う。
	⑩国際競争力の強化 環境を考慮した取組によって、国際競争力及び国内産業立地競争力の強化を目指す。

令和3年8月31日国土交通省港湾局産業港湾課 記者発表資料より抜粋

## 2 重要港湾 苅田港

苅田港は、昭和14（1939）年筑豊炭の積出港として築港工事に着手され、26（1951）年に国の利害に重要な関係を有する港湾として重要港湾の指定を受け、福岡県が港湾管理者になりました。

セメント、電力、自動車等の国内主要企業の工場群を配した工業港であり、半径5km以内に陸（東九州自動車道インターチェンジ）、海、空（北九州空港）の交通結節点が利用可能である通商の要所です。

自動車部品、セメント、完成自動車などが主な取扱貨物で、令和2（2020）年は約31,000千トンの取扱量がありました。

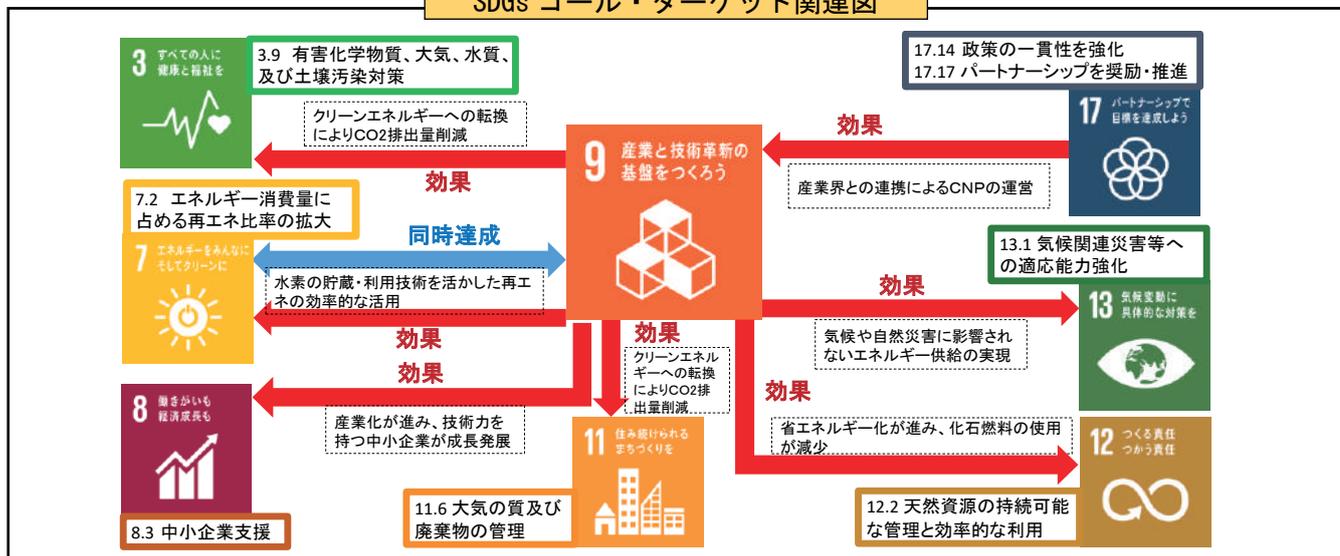
元（2019）年度の総貿易額では、県内で博多、関門（門司・戸畑）に次ぐ3番目、国内では23番目となる約8,901億円の実績があります。

## 3 苅田港におけるCNPの検討

福岡県では、苅田港における次世代エネルギーの需要や利活用方策、港湾の施設の規模・配置等について検討を行うため、民間事業者の参画を得て、国土交通省と共催で検討会を設置しました。

検討会において苅田港及び周辺地域の現在のCO<sub>2</sub>排出量を推計し、CO<sub>2</sub>排出推計量を踏まえた苅田港のCNP将来像を今後示す予定です。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



## 16 県立青少年教育施設に関する取組

### 教育庁教育振興部社会教育課

#### 1 環（CAN）ボラプロジェクト

##### （福岡県立英彦山青年の家）

本事業は、環境保全に高い意識をもち、環境ボランティア活動を推進できる人材の育成を図るために、主に高校生を対象に実施しています。

令和2(2020)年度は、九州北部豪雨を取り上げ、豪雨災害の現状や復興の厳しさボランティアの大切さについて地元の方などから講話を聴いた後、被災地において農園に流れ込んだ土砂を運びだし再起できるように整備する災害ボランティア活動を行いました。

参加者からは、「地域の環境に目を向け、自分にできることを考えたい」という声が聞かれ、活動を通して、自然災害の実態を知り、地域活動に結びつくきっかけや主体的に取り組む態度の育成につながっています。



災害ボランティア体験をする受講生の様子

#### 2 子どもボランティアサークル「タイミング」

##### （福岡県立少年自然の家「玄海の家」）

本事業は、小学4年生から中学3年生を対象に、参加者のボランティアマインドの育成とともに、環境問題に対する意識の向上と実践力を育むことをねらいとして実施しています。

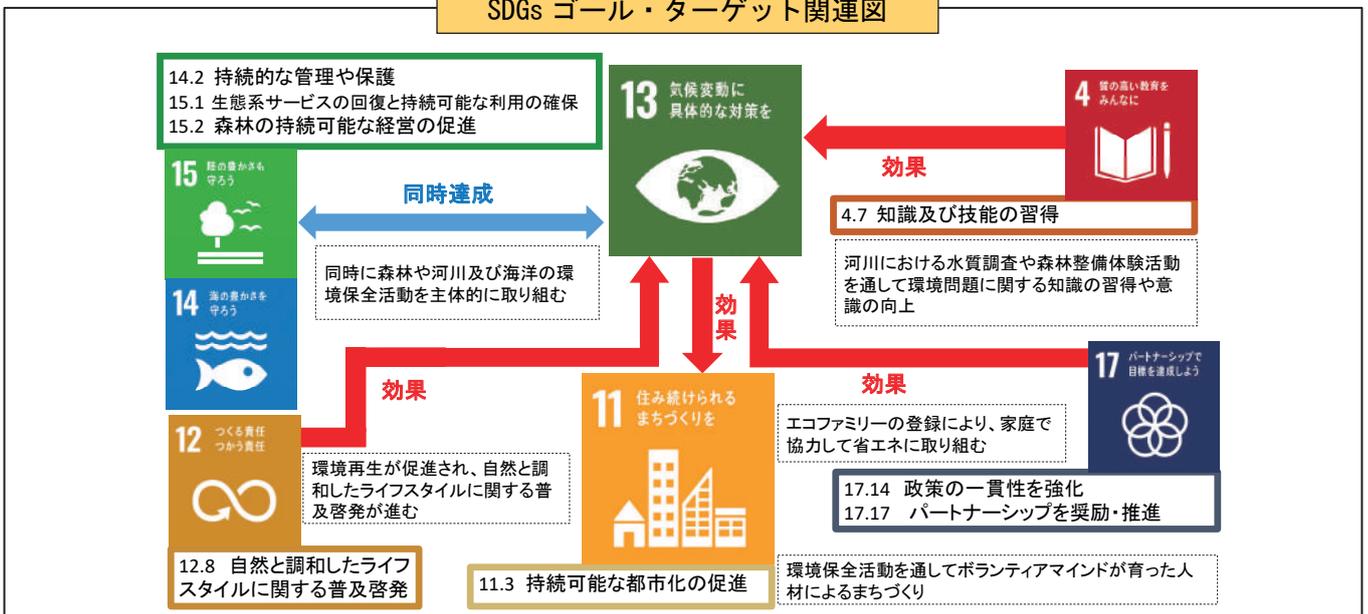
令和2(2020)年度は、マイクロプラスチック問題を取り上げ、実際に「玄海の家」の前の砂浜で採集を行いました。一見きれいな砂浜にも、たくさんのマイクロプラスチックが落ちていることが分かり、参加者からは驚きの声が上がりました。

また、海の問題について発信する必要があるという新たに芽生えた課題から、漂着物アートを作成し、海の道「むなかた館」に展示しました。活動後の振り返りでは、自分たちの生活と結びつけながら、貴重な自然環境を守るために自分たちにできることを考えました。



漂着物アートを作成している様子

#### SDGs ゴール・ターゲット関連図



## 北九州市の取組



### ゼロカーボンシティの表明

#### 環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課

令和2(2020)年10月29日、北九州市は国と歩調を合わせ、「2050年までに脱炭素社会の実現（温室効果ガス排出の実質ゼロ）」を目指す、ゼロカーボンシティを表明しました。

市内で排出される温室効果ガスの約6割を産業分野が占める本市にとって、「脱炭素社会の実現」は高いハードルではありますが、「環境と経済の好循環」により都市や企業の競争力を高め、「エネルギーの脱炭素化」、「イノベーションの推進」、「ライフスタイルの変革」、「気候変動に適應する強靱なまち」を同時に実現する北九州モデルを構築し、国内外へ展開することで、グリーン成長を推進します。

また、「エネルギー」と「イノベーション」に特化した「北九州市グリーン成長戦略」を策定し、脱炭素エネルギーの戦略的な確保及びイノベーションの早期実現を目指します。



響灘風力発電



### 公共施設の再エネ 100%電力化に向けた取組

#### 環境局再生可能エネルギー導入推進課

北九州市は、2050年の脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー普及のロードマップを示した「再エネ100%北九州モデル」を構築し、蓄電池を活用した再エネに関する課題解決とこのモデルの利用拡大を目指します。

この「再エネ100%北九州モデル」のステップ1として、令和7(2025)年度までに、本市の全公共施設を再エネ100%電力化することに取組んでいます。

令和3(2021)年6月24日の共同記者会見時点では、北九州市が所有する239施設で再エネ100%電力化が完了しました。また、本取組に賛同いただいた北九州都市圏域の6自治体において、計7施設で再エネ100%電力化が完了しました。



再エネ100%電力化自治体共同記者会見（左から、みやこ町長、小竹町長、直方市長、北九州市長、行橋市副市長、鞍手町長）

## 福岡市の取組



### 事業系ごみの「古紙」分別区分追加

#### 事業系ごみ減量推進課

福岡市では、令和2(2020)年10月1日から事業系一般廃棄物の分別区分(燃えるごみ・燃えないごみ)に古紙を追加して3分別へ変更しました。制度の円滑実施に向けて、オンラインによる事業者への説明会を開催したほか、古紙分別リーフレットの配布、出前講座や事業者への個別訪問の実施などにより、制度の概要や「しっかり分別」、「ゆる分別」の方法などについて十分な周知を行うとともに、古紙排出量増加にも対応できるよう事業者に対する古紙分別保管場所等の整備に対する補助金による支援などを行いました。

3(2021)年度も古紙分別保管場所等整備支援補助金などの支援を継続するとともに、個別訪問による適正排出指導や市内全事業者へのルールブック配布など、周知、啓発に努め、分別区分追加の制度定着を図っていきます。



古紙分別ガイドブック



### AIによる食品ロス削減実証実験

#### 事業系ごみ減量推進課

福岡市では、事業系一般廃棄物の発生抑制・再利用・資源化に関する研究を支援する「福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業」を実施しています。

令和2(2020)年度は、小売店における食品ロス削減に向け、(一財)日本気象協会と共に、AIによる商品需要予測システム「売りドキ! 予報」\*を活用し、食品ロスを削減する実証実験を実施しました。商品需要予測システムを導入し、発注量や製造量を調整した結果、8社中6社で食品廃棄率が減少し、7社で売上が増加しました。3(2021)年度も実験を継続し、食品ロス削減を推進していきます。

\*各種気象データと全国の小売店における購買データの相関をAIによって解析し、商品需要を予測するサービス。



「売りドキ! 予報」画面

## 久留米市の取組



### 環境部庁舎のZEB改修を実施

#### 環境部環境政策課

久留米市は、環境部庁舎のZEB改修（高効率空調や照明、複層窓ガラスへの交換や断熱性の向上、太陽光発電設備・蓄電池の導入）を実施しました。自治体の既存建物で最も省エネ性能に優れた『ZEB』認証の取得は全国初となり、年間約16世帯分の二酸化炭素量を削減します。ゼロカーボンシティの実現に向け、今後も久留米市企業局合川庁舎や中央図書館、総合幼児センターなどのZEB化に取り組んでいきます。



『ZEB』認証を取得した環境部庁舎



### WEB環境フェア

#### 環境部環境政策課

環境月間の6月に市公式ホームページやYouTubeを活用したオンライン上での「WEB環境フェア」を開催し、「分別救助隊ワケルンジャー」動画や出展団体の取組動画の公開、オンライン講演会のほか、対面式のワークショップを実施しました。新しい生活様式に対応したかたちで、市民・事業者の皆さまの環境配慮活動の充実へ向けて取り組んでいきます。



「WEB環境フェア」動画



### マイボトル推奨店事業

#### 環境部資源循環推進課

久留米市では、使い捨てプラスチック製品を出来るだけ使わないライフスタイルへの転換を目指し、店舗が飲料を販売する際に利用するプラスチック製のカップ、ストロー等を使わずに、提供された飲料を来店客のマイボトルやマイタンブラーに注いでくれる店舗を登録し、その情報を周知する事業を開始しました。



マイボトル推奨店事業ポスター

## 大牟田市の取組



### 出張！エコドライブ体験会

#### 環境保全課

防災訓練や健康展、環境フェア、公民館の文化祭、商店街の祭など市内の各種イベントに簡易ドライブシミュレータを使ったエコドライブ体験ブースを出展しました。ブースでは、ゲーム感覚でエコドライブについて学んでもらいました。

また、市内の複数の事業所を訪問してエコドライブ体験会を開催しました。

これらの体験会をとおして、参加者の多くが、2割以上の燃費改善効果が期待できることがわかりました。

イベントや事業所の参加者アンケートをとおして、イベント型・事業所訪問型それぞれのメリットやデメリット、男女別のエコドライブ普及のためのポイントに関する知見を得ることもできました。

令和2(2020)年度は新型コロナ対策のため、エコドライブ体験会を開催できませんでしたが、今後もエコドライブの普及に取り組むこととしています。



防災訓練での出店ブースの様子  
普段環境問題を意識しない層への啓発効果があった



事業所での出張体験会の様子

## 田川市の取組



### 『田川方式』による合併処理浄化槽の推進

#### 環境対策課

田川市では、河川などの水質汚濁の原因となる「くみ取り便槽」や「単独処理浄化槽」を早急に合併処理浄化槽へ『転換』し、その機能をきちんと発揮できるようにするため、令和元(2019)年度から独自の合併処理浄化槽整備事業を行っています。

2(2020)年度の補助金利用による新設を含む浄化槽設置件数は旧整備事業と比べて2倍以上に増加し、そのうち『転換』の件数については、約10倍にまで増えており、『転換』による汚水処理整備のスピードは年々加速しています。

今後も、水環境への意識や知識を深めてもらう啓発等を積極的に行い、合併処理浄化槽の整備を進めることで、美しいふるさとの川を取り戻したいと考えています。



令和2(2020)年度の実績

主な補助対象項目	新設	転換	
		令和元~3年度	令和2~10年度
建物用途	専用住宅	すべての建物用途	
人数	10人槽以下	すべての人数	
本体工事			
5人槽	33.2万円	83.2万円	43.2万円
6~7人槽	41.4万円	91.4万円	51.4万円
8~10人槽	54.8万円	104.8万円	64.8万円
11~20人槽		143.9万円	123.9万円
21~30人槽		197.2万円	177.2万円
31~50人槽		293.7万円	233.7万円
51人槽以上		282.6万円	242.6万円
撤去・配管		【くみ取り便槽】撤去：6万円、配管：14万円 【単独処理浄化槽】撤去：9万円、配管：30万円	

財政支援の内容

## 古賀市の取組



### 「#古賀エール飯 de エコ上手」

#### 市民部環境課環境整備係

新型コロナウイルス感染症の影響で、テイクアウトやデリバリーを行う飲食店が増えた一方、使い捨ての袋・容器などの家庭から出るゴミも増えています。このような状況下で、環境に配慮しながら市内飲食店を応援することを目的に、「古賀エール飯 de エコ上手」を実施しました。

この取組は、福岡県の「ふくおかエコファミリー応援アプリ（以下、エコふぁみ）」を活用したもので、エコふぁみの協賛店として登録された市内飲食店利用の際に、マイバックの持参など、エコなテイクアウトをするとエコふぁみのポイントがたまるものです。

この取組を通して、市内の飲食店の応援と併せて、環境へ配慮した行動の啓発ができました。また、市内のエコふぁみ利用者数の増加につながりました。



エコふぁみの協賛店



### ごみ減量化推進事業所及び優良事業所認定

#### 市民部環境課資源循環推進係

古賀市では、事業所から排出される廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用その他の減量化に取り組んでいる市内の事業所を「古賀市ごみ減量化推進事業所」として認定しています。

令和2(2020)年度は、ごみ減量のため電子決裁によるペーパーレス化、資料作成時の両面印刷推進、使用済み用紙の古紙回収業者を通じての資源化、消火器のリサイクル推進で循環型社会の形成に努力されている事業所が認定されました。

今後も「優良事業所」の認定を継続して行いつつ、おおむね3年に1回の頻度で、顕著な取り組みを行う事業所を「最優良事業所」として表彰を行っていきます。この活動を通して認定事業所の更なる活動の活発化のみならず、他の事業所及び市民のごみ減量の意識向上を図ります。



認定賞授与の様子



表彰プレート

## 水巻町の取組



### 生ごみ処理機設置事業

#### 産業環境課

水巻町では、生ごみの減量化と食品リサイクル推進のため、町内の小中学校、保育所へ生ごみ処理機を設置する事業を行っています。

平成 29(2017)年度に中学校の給食センターに 1 台、令和元(2019)年度には町営の保育所に 1 台設置を行いました。2(2020)年度に町内の全小学校5校の給食室に各1台ずつ設置が完了し、給食を作る際に出る生ごみや食品残渣を生ごみ処理機で堆肥化、生ごみの排出を抑制しています。

こうしてできた堆肥を、遠賀川河川敷で実施している水巻町の町花、コスモスの栽培事業に活用しています。10月後半には色鮮やかな約600万本のコスモスが咲き乱れ、多くの観光客が来場します。



小学校に設置した生ごみ処理機



遠賀川河川敷のコスモス栽培に  
生ごみからできた堆肥を使用

## 田川地区の取組



### 田川地区クリーンセンター

田川地区広域環境衛生施設組合（田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、赤村）

田川地区では、管内8市町村で構成する田川地区広域環境衛生施設組合において、し尿処理施設の管理運営を開始しました。令和3(2021)年4月にし尿処理施設「田川地区クリーンセンター」が竣工し、処理能力が1日あたり390kLの国内最大級の施設として稼働しています。この施設では、標準脱窒素処理に加えて活性炭吸着による高度処理を行って無色透明な処理水とします。また、汚泥は助燃材や堆肥として再資源化するなど、環境に配慮した施設です。

今後、令和6(2024)年の完成に向けてごみ処理施設や最終処分場の施設整備を進め、田川地区の効率的な広域一般廃棄物処理体制の整備を目指します。



施設外観



発酵施設

## 第4章 その他

### 第1節 環境に係る県民・事業者への支援制度

#### 1 省エネ施設設備等導入支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
環境保全施設等整備資金融資	中小企業者又は中小企業団体	公害防止施設及び環境保全施設等の整備に要する資金の融資。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyoyushu.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyoyushu.html</a>	循環型社会推進課	092(643)3372
リサイクル施設整備補助事業	県内に事業所を置く事業者又は県内に事業所を設置しようとする事業者	産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るため循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shisetu.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shisetu.html</a> (第2部第3章第2節1(1)に関連記事)	循環型社会推進課	同上
使用済みプラスチックリサイクル施設整備補助事業	県内に事業所を置く事業者又は県内に事業所を設置しようとする事業者	県内に高度なプラスチックリサイクル事業の定着を誘導させることを目的として、施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先進性を有し、他のモデルとなる使用済みプラスチックリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pla-shisetu.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pla-shisetu.html</a> (第2部第3章第2節1(2)に関連記事)	循環型社会推進課	同上
エネルギー対策特別融資	県内に事業所を有する中小企業者	省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備・コージェネレーションの導入、水素ステーションの整備等を促進するための低利融資。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html</a> (第2部第2章第3節8(3)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	092(643)3148
エネルギー利用モデル構築促進事業	市町村又は市町村と民間事業者等の協働	再生可能エネルギー源利活用モデル、省エネルギーモデル及びエネルギー関連産業による地域振興・雇用創出モデルの構築を支援。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/energymodel.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/energymodel.html</a> (第2部第2章第3節8(2)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	092(643)3228
福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業	県内に事業所を有する民間事業者、自治会、NPO法人等	県内の民間事業者等に対し、専門的な知識や豊富な経験を有する「再生可能エネルギー導入支援アドバイザー」を派遣し、課題解決を図ることにより再生可能エネルギーの導入等を支援。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.f-energy.jp/adviser/">https://www.f-energy.jp/adviser/</a> (第2部第2章第3節8(2)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	同上
地球温暖化対策施設整備事業	病院、診療所の開設者	温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対する補助。	医療指導課		医療指導課	092(643)3273
活力ある高収益型園芸地育成事業	営農集団、認定農業者等	省力栽培温室の内張りカーテン、循環扇などの省エネ設備の整備に対する補助。	各市町村		園芸振興課	092(643)3488
環境保全型農業直接支払交付金	農業者の組織する団体等	化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。	各市町村		食の安全・地産地消課	092(643)3571

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
ふくおか県産材家づくり推進助成事業	自ら居住するために、今後、福岡県内で県の定める建設基準に適合する住宅を新築又は購入する人	県産木材や県内加工材を使用し、長寿命化に対する配慮を行った住宅に対する補助。	住宅計画課	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensanzaiedukuri.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensanzaiedukuri.html</a> (第2部第2章第4節3に関連記事)	住宅計画課	092(643)3731
ふくおか型長期優良住宅推進プロジェクト	ふくおか型長期優良住宅を建設又は購入する人	長期優良住宅の普及促進のため、県と提携した各金融機関により住宅ローンを優遇。	各金融機関	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/smile-scrumh24.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/smile-scrumh24.html</a> (第2部第2章第3節6(2)に関連記事)	住宅計画課	092(643)3732

## 2 環境関連産業への研究助成等支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
福岡県リサイクル総合研究事業化センター共同研究開発事業	「産」「学」「官」「民」のうち2者以上又は「産」の2者以上で構成された共同研究開発チーム	リサイクル技術・システムの開発・事業化に向けた産学官民の共同研究に対する支援。	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.recycle-ken.or.jp/">https://www.recycle-ken.or.jp/</a> (第2部第3章第3節1に関連記事)	循環型社会推進課	092(643)3381
エネルギー先端技術展	エネルギー分野の取引拡大や新規参入を目指す企業及び企業等との連携を望む研究機関	エネルギー分野における技術・製品をアピールする場を提供し、ビジネスチャンスの拡大や産学連携の活性化等を支援することを目的とした展示会を開催。	(公財)北九州観光コンベンション協会	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://eco-t.solution-expo.jp/">https://eco-t.solution-expo.jp/</a>	総合政策課 エネルギー政策室	092(643)3228
風力発電産業界育成・参入促進事業	県内の離職者	風車メンテナンスに特化した、公共職業訓練を実施。	総合政策課 エネルギー政策室	第2部第7章第1節2(4)に関連記事	総合政策課 エネルギー政策室	同上
風力発電産業界育成・参入促進事業	県内の高等専門学校	風車メンテナンス業務を体験できるインターンシップを実施。	総合政策課 エネルギー政策室	第2部第7章第1節2(4)に関連記事	総合政策課 エネルギー政策室	同上
風力発電産業界育成・参入促進事業	県民、県内事業者等	県内企業における風力発電産業界への参入促進を図るため、風力発電産業界の最新動向に関するセミナーを開催。	総合政策課 エネルギー政策室	第2部第7章第1節2(4)に関連記事	総合政策課 エネルギー政策室	同上
製品開発支援事業	県内企業を含む「産」「学」「官」「民」又は「産」「官」で構成される共同開発チーム	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品開発支援。	福岡水素エネルギー戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="http://www.f-suiso.jp">http://www.f-suiso.jp</a> (第2部第7章第2節2(1)に関連記事)	新産業振興課	092(643)3448
実用化支援事業	県内企業	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品の実用化支援。	福岡水素エネルギー戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="http://www.f-suiso.jp">http://www.f-suiso.jp</a> (第2部第7章第2節2(1)に関連記事)	新産業振興課	092(643)3448
参入検討支援事業	県内企業	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品開発に向けた参入検討支援。	福岡水素エネルギー戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="http://www.f-suiso.jp">http://www.f-suiso.jp</a> (第2部第7章第2節2(2)に関連記事)	新産業振興課	092(643)3448

### 3 省エネ相談・セミナー等

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
環境教育教材の貸出	県民、事業者、自治体職員	環境教育教材について、環境教育ガイド(データベース)としてホームページ上で公開し、要望のあった教材を貸出。	各問合せ先	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/envdatabase.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/envdatabase.html</a> 第2部第8章第1節2(3)に関連記事	環境政策課	092(643)3355
ホームページ「ふくおかエコライフ応援サイト」	県民、事業者、自治体職員	事業者が各自のエネルギー使用量や光熱水費を管理できる環境家計簿機能を設けている他、県の施策・事業や家庭・事業所での取組の参考となる各種情報、イベント情報などを掲載。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.ecofukuoka.jp/">https://www.ecofukuoka.jp/</a> 第2部第2章第3節2(4)に関連記事	環境保全課	092(643)3356
省エネルギー相談事業	県内企業等	中小企業等を対象とした省エネに関する無料相談窓口を開設するとともに、必要に応じて専門家派遣による現地相談を実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syoudenodan.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syoudenodan.html</a> 第2部第2章第3節2(2)に関連記事	環境保全課	同上
省エネルギー人材育成事業	県内企業等	環境経営に取り組むメリット等を経営層向けに紹介する講座や、設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、省エネ補助金の申請に向けたポイントについて説明する講座を実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eco-seminar.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eco-seminar.html</a> 第2部第2章第3節2(2)に関連記事	環境保全課	同上
省エネルギー情報発信事業	県内企業等	環境保全に資する優れた技術や製品を紹介する展示会を開催。	環境保全課	第2部第2章第3節2(2)に関連記事	環境保全課	同上
分散型エネルギー発電事業等に向けた総合相談窓口	分散型エネルギーの導入検討を行う事業者等	分散型エネルギーの導入を行う事業者等からの各種法規制や融資制度、系統連系、発電設備等に関する各種相談に対応。	総合政策課 エネルギー政策室	第2部第2章第3節8(2)に関連記事	総合政策課 エネルギー政策室	092(643)3228
ホームページ「ふくおかのエネルギー」	県民、事業者、自治体職員	県のエネルギー総合情報ポータルサイトとして、再生可能エネルギーの県内での導入事例・導入状況の他、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する法令等の窓口や公募・助成情報等を提供。	総合政策課 エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.f-energy.jp/">https://www.f-energy.jp/</a> (第2部第2章第3節8(2)に関連記事)	総合政策課 エネルギー政策室	092(643)3148

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
再生可能エネルギー導入支援システム	県民、事業者、自治体職員	<p>県民・事業者及び市町村による再生可能エネルギー導入の取組を支援するシステムとして、平成24年7月24日からインターネット上で公開。当システムの機能は、以下のとおり。</p> <p>①日照時間、風況、バイオマスの賦存量などを、250mメッシュ単位で情報提供 ②分かりやすいマップで簡単に検索可能 ③希望条件から適地を簡単に検索可能 ④太陽光発電による年間発電量の簡易計算が可能</p> <p>当システムの利用により、必要な情報をワンストップで確認できることから、再生可能エネルギー導入検討に要する労力・時間が大幅に削減され、導入検討作業が飛躍的に効率化。</p>	総合政策課 エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 <a href="https://www.f-energy.jp/search/">https://www.f-energy.jp/search/</a> (第2部第2章第3節8(2)に関連記事)	総合政策課 エネルギー政策室	092(643)3148
コージェネレーション導入セミナー	コージェネレーションの導入を検討する民間事業者等	コージェネレーションの特长や、最新の技術・導入事例、国や県の導入支援制度を紹介するセミナーを開催。	総合政策課 エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cgsseminar.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cgsseminar.html</a> (第2部第2章第3節8(2)に関連記事)	総合政策課 エネルギー政策室	同上

## 第2節 環境教育に関する人材派遣制度

制度名	分野	概要	問い合わせ先
環境カウンセラー	環境全般	<p>○市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言など(=環境カウンセリング)を行うもの。</p> <p>【申込方法】 右記ホームページより、要望にあった環境カウンセラーを検索し、電話、FAX又はメールにより、直接相談してください(ホームページを御覧になれない方は、右記問い合わせ先まで問い合わせください。)</p> <p>【費用】 活動の種類・内容により異なるため、あらかじめ環境カウンセラーと相談が必要です。</p>	<p>環境省九州地方環境事務所 【TEL】 096-322-2411 【メール】 REO-KYUSHU@env. go. jp 【HP】 <a href="https://edu. env. go. jp/counsel/">https://edu. env. go. jp/counsel/</a></p>
ふくおか県政出前講座	環境全般	<p>○県職員が福岡県の取組などを説明するもの。</p> <p>【対象】 おおむね20人以上の県民が参加する集会</p> <p>【申込方法】 郵送、FAX、電子申請又はメールにより、申込書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)</p> <p>【費用】 講師派遣は無料。その他必要な経費は申込者の負担です。 ※一部講座について、オンライン対応が可能です。</p>	<p>総務部県民情報広報課広聴係 【TEL】 092-643-3103 【FAX】 092-643-3107 【メール】 kocho@pref. fukuoka. lg. jp 【HP】 <a href="https://www. pref. fukuoka. lg. jp/content/demaekouza. html">https://www. pref. fukuoka. lg. jp/content/demaekouza. html</a></p>
福岡県地球温暖化防止活動推進センター事業(講師派遣制度)	環境全般	<p>○エコ活動を広げていくために、福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録されたふくおか環境マイスターやエコアドバイザーによる出前講座を行うもの。</p> <p>【対象】 県民、県内の事業所、幼稚園、保育園、学校、学校教職員、市町村担当者等</p> <p>【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申込書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)</p> <p>【費用】 講師派遣は無料、その他必要な経費(会場費等)は申込者の負担です。</p>	<p>福岡県地球温暖化防止活動推進センター 【TEL】 092-674-2360 【FAX】 092-674-2361 【メール】 fccca@keea. or. jp 【HP】 <a href="https://www. ecofukuoka. jp/center/5932. html">https://www. ecofukuoka. jp/center/5932. html</a></p>
3Rの達人	循環型社会	<p>○県内で率先して3Rに取り組む個人やNPO法人に所属している方が、3Rに関する県民の意識の高揚、3R活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において実施される3Rの学習会、講演会、実践教室等を行うもの。</p> <p>【対象】 15人以上の県民が参加する地域学習会やセミナーなど</p> <p>【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申請書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)</p> <p>【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。</p>	<p>環境部循環型社会推進課企画係 【TEL】 092-643-3371 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref. fukuoka. lg. jp 【HP】 <a href="https://www. pref. fukuoka. lg. jp/content/tatsujin. html">https://www. pref. fukuoka. lg. jp/content/tatsujin. html</a></p>

※不明な点等ありましたら、問い合わせ先へ御連絡ください。  
※各制度の目的に合致しない場合は、派遣をお断りさせていただくことがあります。

## 人材派遣制度の利用事例

### ○福岡県地球温暖化防止活動推進センター事業（講師派遣制度）

#### ①保育所でのエコ講座

大木町の保育所から依頼を受け、エコ講座を行いました。

幼児や児童を対象にした講座では、エコトンの紙芝居や、エコトンによるクイズで学習を行うなど対象年齢に応じ、分かりやすく興味を持ってもらえるように努めています。

また、各家庭で実施した節水などの取組にシールを貼り、達成状況を確認することで、エコな行動を身に付けることができる「子ども環境家計簿」も案内・配布しています。



#### ②市民団体・企業等への講師派遣

大刀洗町で地球温暖化学習会を行いました。

地球温暖化の現状と対策、行動の必要性について、暮らしと地域でいかに取り組むかについて講義しました。

省エネや3R、ごみ減量の具体策、地域における環境リーダーシップのあり方など、受講者の年齢や関心・興味に合わせて内容を確認し、分かりやすくエコな行動につながるように努めています。



#### ③小学生に対する環境講座（エコアドバイザー）

朝倉市の小学校から依頼を受け、秋月川に住む生き物の生態や、地球温暖化による環境への影響について説明を行いました。

県のほか、市町村、NPO、企業等が取り組む啓発、保全、調査研究、人材育成、地域づくり、社会貢献などに活用されることで、多様な主体の参画を促進し、社会を挙げて地球温暖化防止対策等に取り組んでいくことを期待しています。



### ○3Rの達人

#### ①上毛町の小学校での3R教室

上毛町立西吉富小学校から依頼を受け、循環型社会やごみ減量を題材とした3R教室に講師を派遣しました。

ごみの減量化や資源化を学ぶために、ダンボールコンポストの体験を行い、楽しみながら3Rについて学習することができる場となりました。

このように、本県では3Rに関する様々な知識を有した方を「3Rの達人」として登録しており、ごみ減量講座以外の講座でも幅広く対応することができます。



### 第3節 年間を通じて募集している県民参加型事業

事業名 (分野)	概要	問い合わせ先
こどもエコクラブ (環境全般)	<p>○幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる身近な環境活動に取り組むクラブ</p> <p>【対象】 幼児（3歳）から高校生まで</p> <p>【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。また、右記ホームページから直接登録可能です。</p> <p>【特典】 （1）全国事務局が加入している「賠償責任保険」による活動中の事故に伴う賠償のサポート （2）環境学習プログラムなどを掲載したニュースレターの配布 （3）協賛企業から県事務局に寄贈される環境啓発物品などの活動に役立つグッズの配布 （4）全国事務局や県事務局が開催する交流会や環境学習会における他のクラブとの交流</p>	<p>こどもエコクラブ全国事務局（公益財団法人日本環境協会）</p> <p>【TEL】 03-5829-6359</p> <p>【FAX】 03-5829-6190</p> <p>【HP】 <a href="http://www.j-ecoclub.jp/">http://www.j-ecoclub.jp/</a></p> <p>こどもエコクラブ福岡県事務局（環境部環境政策課企画調整班）</p> <p>【TEL】 092-643-3355</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【HP】 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jec.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jec.html</a></p>
エコファミリー (低炭素社会)	<p>○省エネルギー・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組んでいただく県民</p> <p>【対象】 県内に居住している方</p> <p>【申込方法】 スマートフォンに「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」をダウンロードしてください。スマートフォンをお持ちでない場合は、お近くの市区町村環境担当窓口又は県の環境保全課及び各保健福祉環境事務所で配布している「ふくおかエコライフ応援book（福岡県環境家計簿）」を活用してください。</p> <p>【特典】 （1）【エコふぁみ】協賛店で割引等が受けられる応援パスポートの取得 （2）【エコふぁみ】ポイントを貯めてくじを引くと、抽選でプレゼントを進呈 （3）【福岡県環境家計簿 エコふぁみ】電気、ガス、水道等の使用量を報告した世帯の中から抽選で、協賛企業賞の進呈</p>	<p>環境部環境保全課地球温暖化対策係</p> <p>【TEL】 092-643-3356</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 <a href="https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4126.html">https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4126.html</a></p>
エコ事業所 (低炭素社会)	<p>○「電気使用量削減」、「自動車燃料使用量削減」、「その他地球にやさしい活動（3R、グリーン購入等）」に取り組む事業所</p> <p>【対象】 県内に所在する事業所</p> <p>【申込方法】 右記問い合わせ先に申込書を提出してください。また、右記ホームページから直接申込み可能です。</p> <p>【特典】 （1）県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点 （2）エコアクション21認証に向けた無料コンサルティングの優先受講 （3）県ホームページなどウェブサイト等でのPR、先進的な取り組みを行っている事業所を知事表彰 （4）低金利融資の対象</p>	<p>環境部環境保全課地球温暖化対策係</p> <p>【TEL】 092-643-3356</p> <p>【FAX】 092-643-3357</p> <p>【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 <a href="https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html">https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html</a></p>
食べもの 余らせん隊 (循環型社会)	<p>○食べ残しや期限切れなどの食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む店舗</p> <p>【対象】 県内の飲食店、宿泊施設、食料品小売店（通信販売業者を含む）</p> <p>【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。</p> <p>【特典】 （1）登録店を県ホームページ等で公表</p>	<p>環境部循環型社会推進課事業化推進係</p> <p>【TEL】 092-643-3381</p> <p>【FAX】 092-643-3377</p> <p>【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp</p> <p>【HP】 <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html</a></p>

事業名 (分野)	概要	問い合わせ先
<p>県産リサイクル 応援事業所 (循環型社会)</p>	<p>○生活関連用品のリサイクル製品で一定の基準を満たして県が認定した「県産認定リサイクル製品」の積極的な販売、使用に取り組む事業所  <b>【対象】</b>            事業を営む個人又は法人（県内・県外は問わない）  <b>【申請方法】</b>            持参、郵送、FAX又はメールにより、右記問い合わせ先に申込書を提出してください。  <b>【特典】</b>            (1) 登録事業所を県ホームページで公表            (2) 「県産認定リサイクル製品」を一定額以上購入した事業所「優良事業所」は、県の建設工事、物品・サービス関係の入札参加資格審査において加点</p>	<p>環境部循環型社会推進課リサイクル係  <b>【TEL】</b>            092-643-3372  <b>【FAX】</b>            092-643-3377  <b>【メール】</b>  <a href="mailto:recycle@pref.fukuoka.lg.jp">recycle@pref.fukuoka.lg.jp</a>  <b>【HP】</b>  <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensan-ohen.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensan-ohen.html</a></p>
<p>九州まちの 修理屋さん (循環型社会)</p>	<p>○ものを長く使う工夫や修理店を県民に広く紹介するため、県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録。  <b>【対象】</b>            県内の修理店  <b>【申込方法】</b>            右記問い合わせ先にお問い合わせください。  <b>【特典】</b>            (1) 登録店舗を県ホームページで公表</p>	<p>環境部循環型社会推進課企画係  <b>【TEL】</b>            092-643-3371  <b>【FAX】</b>            092-643-3377  <b>【メール】</b>  <a href="mailto:recycle@pref.fukuoka.lg.jp">recycle@pref.fukuoka.lg.jp</a>  <b>【HP】</b>  <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuriyasan-shoukai.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuriyasan-shoukai.html</a></p>
<p>ふくおかプラごみ 削減協力店 (循環型社会)</p>	<p>○プラスチックごみの削減の取組みを促進するため、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等に取り組む事業所を登録。  <b>【対象】</b>            県内に所在する事業所  <b>【申込方法】</b>            右記問い合わせ先にお問い合わせください。  <b>【特典】</b>            (1) 登録店舗を県ホームページで公表            (2) 県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点            (3) 「ふくおか県政推進サポート資金」利用可能</p>	<p>環境部循環型社会推進課企画係  <b>【TEL】</b>            092-643-3371  <b>【FAX】</b>            092-643-3377  <b>【メール】</b>  <a href="mailto:recycle@pref.fukuoka.lg.jp">recycle@pref.fukuoka.lg.jp</a>  <b>【HP】</b>  <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html</a></p>

## 第4節 各種施策に係る照会先一覧

環境総合基本計画の柱	施策		連絡先	連絡先	
—	環境総合基本計画全般		環境部環境政策課	092-643-3355	
低炭素社会の推進	地球温暖化対策		環境部環境保全課	092-643-3356	
	低炭素型エネルギー社会の構築	省エネルギー	都市計画	建築都市部都市計画課	092-643-3711
			建築物	建築都市部建築指導課	092-643-3722
			住宅	建築都市部住宅計画課	092-643-3732
		交通	分散型エネルギー	企画・地域振興部交通政策課	092-643-3166
				県土整備部道路維持課	092-643-3655
				県土整備部道路建設課	092-643-3660
				県土整備部港湾課	092-643-3674
				建築都市部公園街路課	092-643-3725
	日常生活、事業活動	環境部環境保全課	092-643-3356		
県の取組	環境部環境保全課	092-643-3359			
融資制度	企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148			
循環型社会の推進	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	廃棄物処理計画		環境部廃棄物対策課	092-643-3363
		各種リサイクル法	容器包装	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			小型家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			自動車	環境部廃棄物対策課	092-643-3364
			食品	環境部循環型社会推進課	092-643-3381
				農林水産部経営技術支援課	092-643-3572
		建設	環境部循環型社会推進課	092-643-3372	
			県土整備部企画課技術調査室	092-643-3644	
		建築都市部建築指導課	092-643-3720		
	リデュース、リユース、リサイクル	啓発	環境部循環型社会推進課	092-643-3371	
	産業廃棄物税	環境部循環型社会推進課	092-643-3371		
	リサイクル製品認定制度	建設資材	環境部循環型社会推進課	092-643-3372	
		生活関連用品	環境部循環型社会推進課	092-643-3372	
	バイオマスの活用	バイオマス活用基本方針	農林水産部林業振興課	092-643-3549	
		木質系	農林水産部林業振興課	092-643-3549	
		下水汚泥	建築都市部下水道課	092-643-3727	
	産業の育成	遠賀・中間地域の取組	企画・地域振興部広域地域振興課	092-643-3210	
		リサイクル技術・システムの開発、普及	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター	093-695-3065	
		(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センターの推進	環境部循環型社会推進課	092-643-3381	
自然共生社会の推進	生物多様性	エコタウン		環境部循環型社会推進課	092-643-3381
		生物多様性戦略		環境部自然環境課	092-643-3367
		啓発		環境部自然環境課	092-643-3367
		鳥獣の保護と管理		環境部自然環境課	092-643-3367
		農林水産部農山漁村振興課		092-643-3560	
	自然と調和した基盤整備、まちづくり	外来生物		環境部自然環境課	092-643-3367
		自然公園		環境部自然環境課	092-643-3369
		自然環境保全		環境部自然環境課	092-643-3369
		環境影響評価		環境部自然環境課	092-643-3368
		公共工事	生物多様性配慮指針	環境部自然環境課	092-643-3368
			都市公園	建築都市部公園街路課	092-643-3757
			河川	県土整備部河川管理課	092-643-3666
				河川整備課	092-643-3691
	海岸		県土整備部港湾課	092-643-3674	
	漁港	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3566		
温泉		環境部自然環境課	092-643-3368		
森林の保全・再生	森林の保全		農林水産部農山漁村振興課	092-643-3505	
	農林水産部農村森林整備課		092-643-3502		
	農林水産部林業振興課		092-643-3548		
	緑化の推進		農林水産部林業振興課	092-643-3536	
森林環境税		農林水産部林業振興課	092-643-3540		

環境総合 基本計画の柱	施策			連絡先	連絡先	
健康で快適に暮ら せる生活環境の 形成	総合	公害	公害苦情	環境部環境保全課	092-643-3359	
			公害紛争	環境部自然環境課	092-643-3368	
			公害防止管理者	環境部環境保全課	092-643-3359	
		都市計画	建築都市部都市計画課	092-643-3711		
	大気汚染			環境部環境保全課	092-643-3360	
	水質	水質汚濁	汚水処理	下水道	環境部環境保全課	092-643-3359
				農業集落排水施設	建築都市部下水道課	092-643-3727
			漁業集落排水施設	建築都市部下水道課	092-643-3727	
			浄化槽	農林水産部農村森林整備課	092-643-3502	
				農林水産部水産局水産振興課	092-643-3566	
				環境部廃棄物対策課	092-643-3398	
	土壌汚染	水辺環境の保全	土壌汚染対策	環境部環境保全課	092-643-3359	
			農用地土壌汚染対策	環境部環境保全課	092-643-3361	
	廃棄物の適正処 理	一般廃棄物	RDF発電	環境部循環型社会推進課	092-643-3371	
			産業廃棄物処理施設等許可	環境部廃棄物対策課	092-643-3364	
			産業廃棄物不適正処理に係る監視・指導	環境部監視指導課	092-643-3395	
			P R T R制度	環境部環境保全課	092-643-3359	
	化学物質	ダイオキシン類		環境部環境保全課	092-643-3359	
				環境部廃棄物対策課	092-643-3364	
				環境部廃棄物対策課	092-643-3398	
	その他	農薬安全対策	騒音・振動・悪臭	農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571	
			地盤沈下	環境部環境保全課	092-643-3360	
			放射線	農林水産部農村森林整備課	092-643-3510	
学校施設への対策			環境部環境保全課	092-643-3359		
畜産経営環境保全対策			環境部環境保全課	092-643-3360		
			教育庁教育総務部施設課	092-643-3900		
	農林水産部畜産課	092-643-3496				
国際環境協力の 推進	アジア自治体間環境協力			環境部環境政策課	092-643-3352	
	グリーンアジア国際戦略総合特区			商工部商工政策課産業特区推進室	092-643-3416	
	福岡アジアビジネスセンター（福岡ABC）			商工部新事業支援課	092-643-3430	
	国連ハビタット福岡本部運営支援事業			企画・地域振興部国際局	092-643-3202	
経済・社会のグ リーン化・グリー ンイノベーション の推進	グリーン購入			環境部環境保全課	092-643-3356	
	福岡水素戦略	水素エネルギー新産業の育成		商工部新産業振興課	092-643-3448	
		FCV及び水素ステーション		商工部新産業振興課自動車産業振興室	092-643-3447	
	農林水産業	環境保全型農業		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571	
		水産業	漁場整備、資源管理型漁業	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3562	
			漁場の保全	農林水産部水産局漁業管理課	092-643-3555	
	試験研究機関	保健環境研究所		保健環境研究所	092-921-9941	
工業技術センター		工業技術センター	092-925-5977			
農林業総合試験場		農林業総合試験場	092-924-2971			
水産海洋技術センター		水産海洋技術センター	092-806-0854			
持続可能な社会を 実現するための 地域づくり・人づ くり	環境啓発			環境部環境政策課	092-643-3355	
	環境教育	環境教育ツール		環境部環境政策課	092-643-3355	
		義務教育での取組		教育庁教育振興部義務教育課	092-643-3910	
		高等学校での取組		教育庁教育振興部高校教育課	092-643-3905	
	社会教育施設での取組		教育庁教育振興部社会教育課	092-643-3887		

【参考】環境部関係出先機関（保健福祉環境事務所）

名称	連絡先	所管区域	
筑紫保健福祉環境事務所	地域環境課	092-513-5611	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
	環境指導課	092-513-5612	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	地域環境課	0940-36-2475	中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡
	環境指導課	0940-36-6322	
嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所	地域環境課	0948-21-4975	
	環境指導課	0948-21-4812	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉徳郡、田川郡
		0948-21-4814	
北筑後保健福祉環境事務所（久留米分庁舎）	環境課地域環境係	0942-30-1052	小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
	環境課環境指導係	0942-30-1058	
南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）	地域環境課	0943-22-6963	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡
	環境指導課	0943-22-6964	
京築保健福祉環境事務所	環境課地域環境係	0930-23-9050	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	環境課環境指導係	0930-23-2380	

